

第三百三十二回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第十二号

平成七年四月十一日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 川崎 二郎君

理事 塩谷 立君 理事 中馬 弘毅君

理事 穂積 良行君 理事 粟屋 敏信君

理事 山名 靖英君 理事 米田 建三君

理事 北沢 清功君 理事 田中 甲君

石橋 一弥君 栗原 裕康君

田野瀬良太郎君 谷 洋一君

西田 司君 蓮実 進君

平林 鴻三君 山本 公一君

愛野興一郎君 上田 勇君

岡島 正之君 実川 幸夫君

富田 茂之君 永井 英慈君

吹田 悞君 山崎 広太郎君

吉田 公一君 竹内 猛君

高山健治郎君 山崎 泉君

山下八洲夫君 吉井 英勝君

川端 達夫君

出席國務大臣

自治大臣 野中 広務君

国家公安委員会 委員 長 廣務君

出席政府委員

警察庁長官官房 事務審議官 山本 博一君

警察庁生活安全 局長 中田 恒夫君

自治政務次官 小林 守君

自治大臣官房長 秋本 敏文君

自治大臣官房総 務審議官 二橋 正弘君

自治省行政局長 吉田 弘正君

自治省行政局長 務員部長 鈴木 正明君

自治省財政局長 遠藤 安彦君

委員外の出席者 消防庁長官 滝 実君

参考人 (地方公務員災 害補償基金理事 長) 中島 忠能君

地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動

三月二十八日

辞任 上田 勇君

補欠選任 笹川 堯君

同日

辞任 笹川 堯君

補欠選任 上田 勇君

同日

辞任 笹川 堯君

補欠選任 上田 勇君

同日

辞任 池田 隆一君

補欠選任 山下八洲夫君

同日

辞任 岡島 正之君

補欠選任 実川 幸夫君

同日

辞任 加藤 万吉君

補欠選任 竹内 猛君

同日

辞任 山下八洲夫君

補欠選任 山崎 泉君

同日

辞任 穀田 恵二君

補欠選任 吉井 英勝君

同日

辞任 実川 幸夫君

補欠選任 岡島 正之君

同日

辞任 竹内 猛君

補欠選任 加藤 万吉君

同日

辞任 山崎 泉君

補欠選任 山下八洲夫君

同日

辞任 吉井 英勝君

補欠選任 穀田 恵二君

補欠選任 吉井 英勝君

補欠選任 山崎 泉君

補欠選任 山下八洲夫君

補欠選任 加藤 万吉君

補欠選任 竹内 猛君

補欠選任 実川 幸夫君

補欠選任 岡島 正之君

補欠選任 山下八洲夫君

補欠選任 吉井 英勝君

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(穀田恵二君紹介)(第三九〇号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(岩佐恵美君紹介)(第五一八号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(岩佐恵美君紹介)(第五一九号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(佐々木陸海君紹介)(第五二〇号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(志位和夫君紹介)(第五二二号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(寺前巖君紹介)(第五二二号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(中島武敏君紹介)(第五二三号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(東中光雄君紹介)(第五二四号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(不破哲三君紹介)(第五二五号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(藤田スミ君紹介)(第五二七号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(古堅実吉君紹介)(第五二七号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(正森成二君紹介)(第五二八号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(松本善明君紹介)(第五二九号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(矢島恒夫君紹介)(第五三〇号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(山原健二郎君紹介)(第五三一号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(吉井英勝君紹介)(第五三二号)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(本委員会に付託された)

同日

地方公務員の介護休暇、育児休業の所得保障に 関する諸願(本日の会議に付した案件)

参考人出頭要求に関する件

古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出 第七〇号)(参議院送付)

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律 案(内閣提出第七八号)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 案(内閣提出第九五号)

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。蓮実進君。

○蓮実委員 自由民主党の蓮実進でございます。

最近、物を売ったり買ったりすることが、私た ちが今まで予想もしなかった形で行われるようにな っております。普通は店で物を直接手にとって 売買するならば安心ですが、一枚の磁気カードに一 定の価値を与えて、それを通して行いなど、驚く ことが大変多いわけでありまして。

今回、このような売買に深く関係のある古物営 業法が改正されるのは、私は大変時宜を得たもの と思っております。世相を正しく把握して、私た ちが安心して毎日の生活ができるように、間違ひ のない改正であってほしいという観点から本日は 御質問をしたいと思います。

古物営業法は、昭和二十四年という戦後の大変 な混乱期に制定をされ、今まで四十何年間改正が 行われなかったわけでありまして。大臣の提案理由 の説明によりますと、最近の窃盗や財産犯罪の発 生状況を踏まえて今回の改正を行うと言っており ますが、現在の犯罪状況を踏まえて、古物営業法 の意義をどのようにお考えになっておられるか、 大臣の見解をお伺いをしたいと思います。よろしく お願いいたします。

○野中國務大臣 お答え申し上げます。

ただいま蓮実委員から御指摘のございましたよ うに、この古物営業法は昭和二十四年に制定をさ れた法律でございます。今回、犯罪の防止と被 害の回復を目的として当時制定をされましたこの 法律を、ぜひ現状に合うように改正をしたいとお 願いをしておりますのでございます。

昭和二十四年と申しますと、衣類等がやみ市で 取引をされておる、あの戦後の混乱期でございま した。議員の御指摘がございましたように、当時 と比べますと国民生活の変化も多様なものがござ

いまして、盗難等の被害品の種類は大幅にさま変わりをしておるわけでございます。

現在でも依然として盗難等の被害が数多く発生をしておるところでございます。特に自転車、オートバイ、自動車といった国民の身近な乗り物が盗難に遭うケースが非常に目立っております。最近では、御承知のように、金券類の盗難のように新しい形態の被害も見られるところでございます。

したがいまして、現在でも犯罪の防止と被害の回復という古物営業法の意義は依然として大きいものがあると考えられるわけでございます。今回、古きを改め新しきを取り入れ、さらに規制緩和等さまざまな観点から改正案を御提案させていただきます。

○蓮実委員 昭和二十四年の古物営業法制定のときと比べて、今大臣のいろいろ御説明もありましたが、窃盗犯の発生状況、これはふえてきているのかどうか、ふえているとすればどの程度ふえているのか、安全局長、ちょっと……。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。古物営業法制定時、昭和二十四年でございますけれども、二十四年の窃盗犯、泥棒でございますが、この認知件数でございますが、約百七十七万件でございます。その後、社会全体が戦後の混乱期を脱してくる、それとともに窃盗犯の認知件数も減少しております。昭和二十九年には百万件を下回った時代がございます。その後、我が国が急速な高度成長を遂げました昭和三十年代から五十年代前半にかけては、およそ百万件から百万件の水準で推移をしております。

ところが、昭和五十年代の後半からは再び急激に増加傾向を示すようになりまして、昨年、平成六年でございますが、この窃盗犯の認知件数は約百五十六万件に上っております。これを昭和二十四年、法制定当時と比べますと、件数で約四十七万の増でありますし、率にいたしますと三四％の増加となるところでございます。

○蓮実委員 窃盗などの被害品としてはどのよう

なものが多いんですか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。古物営業法の制定されました昭和二十四年当時でございますが、盗難被害品の種類でございますけれども、国民生活の安定とか向上でありますとか多様化ということに伴いまして大きく変化をいたしておりますもの、依然として、当時からでございますが、現金に比べて物品が被害に遭うケースが多いところでございます。

例えば平成六年、昨年一年間で、現金のみが被害に遭うという、財産犯の中の窃盗犯だけでございますが、現金のみが被害に遭った件数は約四十八万件でございます。母数が百五十六万件でございますので、全体の約三〇％、三割にとどまっております。現金のみが被害になるものでございます。

それでは物品が被害に遭ったケースの特徴は何かというお尋ねでございます。これを見てまいりますと、終戦直後は、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、衣類が盗難の主たる被害品であったというは事実でございます。それが変わってまいりまして、現在では、自転車や自動車、オートバイといった乗り物が主たる被害品となっております。いわゆる金券類の被害が増しております。

また、企業犯罪などに絡んで、パソコンや携帯電話、産業用機械など、こういったものの被害事例も少なからず見られるというふうなことで、法制定当時は予想もできなかったような新しい形態の被害が生じておるといふようなのが実態でございます。

なお、被害品を多い順に五点は挙げてみますと、自転車が二五％、次いで自動車、オートバイが一七％、キャッシュカードが約八％、クレジットカードが約五％というふうなところが大口でございます。

りますが、具体的にどのようなたちが古物商といたことになるんですか。

○中田(恒)政府委員 お答えを申し上げます。一くくりにして古物商と申す、具体的にはどういふ人たちがとお尋ねでございます。主なものとして次のようなものがあろうかと思っております。

まず、自動車、オートバイのディーラーや販売店などでございます。意外に思われるかもしれませんが、これは、いわゆる中古車販売店はもとよりでございますけれども、新車の販売店でございます。新車を販売する際に中古車の下取りをいたします。そういうことから古物商となるものでございます。

それから次に、スーパーマーケットとか百貨店でございます。これは、例えば家電製品を販売する際に中古品を下取りをいたします。あるいは美術品とか貴金属を扱う場合、これを、使用されたものを買い取ったりすることがございます。そういうために古物商となるものでございます。それから電気製品の販売店、あるいは事務用機器の販売店、これは新品の販売をする際に、自分の売ったものなど、中古品を下取りすることがございます。例えば、中古のOA機器の販売をやるというところで古物商の許可をとっておられるところもあるわけでございます。

このほか、法制定当時から存在する業態としては、委員ただいま御指摘のような古本屋さんでございます。両商でございますとか、あるいは骨とう屋さん等がございます。

○蓮実委員 大変多いので驚いてるんですが、それでは、今言われた古物商とは現在全国でどのくらいの数になっておるのか、また主に取り扱っている物品としてはどのようなものが多いのか、お答えをいただきたい。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。古物商の許可件数でございますけれども、統計が平成五年末しかございませんので、平成五年末で約四十六万件、これは累積といえますか、累計でございます。四十六万件でございます。

古物商の方々が主として取り扱っている物品でございますけれども、自動車、オートバイ類が最も多いわけでございます。これが全体の約四割を占めております。四割以上になりましたか。次いで美術品類、それから家電製品、自転車といったたいでございます。

○蓮実委員 大変多いので驚いてるんですが、今回の法律の改正は規制緩和のためにやられたというけれども、古物商の業界からは規制緩和に向けてどのような要望があり、それに対してどのようにこたえているのか、御説明をいただきたい。

○中田(恒)政府委員 今回の古物営業法の規制緩和の絡みでございますけれども、この規制緩和につきましても、例えば経団連でございますとか、日本チェーンストア協会でございますとか、日本中古自動車販売協会連合会でございますとか、中販連でございますとか、自動車総連でございますとか、リース事業協会などからいろいろ御要望があったものでございます。

その御要望として共通しているものを三点は申し上げてみますと、一つは、盗難品などの取引が考えにくいもの、盗難の被害に遭いにくいようなもの、考えられないようなものについては古物営業法の適用範囲を見直してはどうかというふうなことが一つ。それから二つには、現代の取引実態、OA化が進んでおります。そういうふうなことで、現代の取引実態に対応して古物台帳の様式を見直してはどうかというふうなことが二点目でございます。それから三つ目には、営業所が複数ありのところがあります。法人などに多いわけでございますが、複数の営業所を有する法人の場合の許可手続、その他の手続でございますが、こういうものを簡素合理化できないかというふうな、共通のものはこの三点あたりを絞られるかと思っております。

そこで、今回の改正に際しまして、これにどう対応したかということでございます。その三点、それぞれ申し上げますと、一つは、適用範囲の見

直しの御指摘でございましたが、これにつきましましては、例えば古物の買い取りは行わない、そして売却することのみを行う、こういうような営業でありますとか、あるいは自分が売却した物品を売却した相手方からまた買い取るんだというようにこのみを行う営業というものを法の規制対象から除外するというにいたしておられますと、その一定の大型機械類につきましてはその対象の物品から除外するというようなことが適用範囲の見直しとしてやりましたと聞いています。

それから二点目の、古物台帳について見直しができないかという御要望に対してはありますが、その取引の記録の方法でございますけれども、従来の帳簿方式、元帳方式だけではございませんで、例えば取引伝票で管理しておられるところがございますが、こういった取引伝票を編綴しておくといいように帳簿に準ずる書類をつくっていただく、そしてそれに記載していただくというものでございまして、さらにはコンピューターに入力をするということも足りませうというふうなことをした点が二点目でございます。

それから三点目の、許可手続の簡素合理化ができませんかというふうなことでございます。これは二点措置をしておられるわけでございますが、同じ府県内におきましては、従前は営業所ごとに許可を取得しなくてはならないことになっておりましたけれども、同一の府県内においては営業所ごとに許可をとらなくてもよろしい。最初の許可がありました場合、二店目以降は、追加して展開される場合は届け出で足りませうというふうな、許可を不要とするという措置が一つ。それから、営業内容の変更に係る許可制度も廃止して、届け出で足りませうということもあわせてやっております。

それからもう一つ大きいこととして、複数の府県の区域に営業所を有するという古物商の方がおられるわけでございます。こういった場合に、例えば法人のケースでございますと、役員の変更などというのはどの店舗についても共通なわけござ

います。こういったものの営業内容の変更につきましましては、どの府県でも結構でございますから、いずれか一の府県の公安委員会に届け出をしていただければ足りませう、残りの府県の公安委員会については、その届け出を受けた公安委員会から連絡をいたしますというふうなことにしております。こういった措置を講じて、この各業界の御要望には十分たえらえることができるのではないかと聞いています。

○蓮実委員 今回の法律の改正では、平成六年の七月の規制緩和に関する閣議決定をどのように達成したか、あるいは閣議決定では、特定の行為及び物品について古物営業法の規制対象から外すように適用範囲を見直すとともに、対象となる古物に当たった規制の合理化を図ることになっておりますが、これについても、今一部お答えがございましたが、どのように対応しているかということでございます。

○中田(恒)政府委員 お答えを申し上げます。ただいま委員御指摘のとおり、平成六年の七月五日の閣議決定の中で古物営業法に関して二項目の措置が決定されておりました。その一つとして、今委員御指摘のような、「自己が販売した物品を相手方から買い戻す場合等特定の行為及び物品について古物営業法の規制対象から除外すべく適用範囲を見直す」とも、対象となる古物等に当たった規制の合理化を行う」ということとお約束しておられるわけでございます。これについては次期法改正時、古物営業法について改正する機会にあわせてやりなさいということでございます。

今回、規制緩和そのものを目的として改正を行うわけでございますけれども、この閣議決定を受けてまして、三つほど措置を講じておられるわけでございます。その一つは、特定の行為について除外を考慮するというところでございました。この特定の行為として除外をいたしましたのが、今ほどお答え申し上げました、古物の買い取りを行わずに、古物を売却することのみを行う営業とか、あるいは自己が

売却した物品をその売却の相手方から買い受けることのみを行う営業を古物営業法の規制対象から除外するという措置は、この特定の行為の除外という考えでございます。

それから二点目の、特定の物品についてはどうなんだというお尋ねでございました。これも今ほどお答えを申し上げましたが、一定の大型機械類を対象物品から除外することなどが、この特定の物品の除外の措置でございます。

それから三つ目に、対象となる古物等に当たった規制の合理化はやりましたかというお尋ねでございます。これにつきましては、先ほど御答弁はしておりますので、中身を二点ほど申し上げたいと思っております。

一つは、少額の取引に係る物品についてでございます。これにつきましては、原則として、相手方の氏名、住所等の確認などの義務を免除するということとしたわけでございます。ただ、例外といたしまして、盗難などの被害とか盗品の処分の実態等を見なければいけないものがございます。こういうものにつきまして、一定の物品については、少額取引についてもなお相手方の確認などの義務を免除しないという措置を残さざるを得ないものもございまして、原則としては相手方の確認義務を免除することとしたというのが一つでございます。

それから二点目は、売却する際の台帳等への帳簿記載義務の関係でございます。

これにつきましては、盗難等の被害あるいは盗品などの処分の実態などにかんがみまして、一定の物品に限り義務を課することにいたしました。原則と例外は逆転いたしました。一定の物品に限り義務を課しまして、それ以外の物品につきましては義務を免除するということの措置をとらうとしておるところでございます。

こういってところで御指摘の閣議決定の措置内容を達成できるものではないかと考えておるところでございます。

○蓮実委員 閣議決定では「古物台帳の様式の見直し、一括經由手続の拡大の検討を含め古物営業許可手続等の簡素合理化を図る」とありますが、これについては具体的にどう対応しているか。

それから、時間がないのもう一つ聞きたいのですが、規制緩和の点は評価できますが、一方において、古物営業法が目的としている犯罪の防止、被害の回復に遺漏があつてはならないと思っております。この点について今回の法改正ではどのような点に配慮しているか、お答えをいただきたい。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、さきの閣議決定では、古物営業法に関するいま一つの措置として、「古物台帳の様式の見直し、一括經由手続の拡大の検討を含め古物営業許可手続等の簡素合理化を図る」措置を平成七年をめどに実施しようということになっておられるわけでございます。今回の法改正におきましては四点ほどございます。

一つは、取引の記録につきまして、先ほど触れましたが、従来の帳簿に記載する方法のほか、帳簿に準ずる方法、伝票を編綴するというような方法、あるいはコンピューターの入力という電磁的方法によつてもよろしいという、記録の方法を改めたということ。

それから二点目は、営業の許可でございますけれども、同一都道府県内においては営業所単位を府県単位に直したということが二点目でございます。

閣議決定について措置をしたということがお尋ねの一点目でございます。

それから、被害回復等に遺漏があつてはいかぬということ、その点の配慮はどうだということお尋ねでございます。

御指摘のとおり、今回の法改正では全体的に大幅な規制緩和となつておるところでございます。

こういふことから、古物営業の適正な実施につきましては、古物商でありますとか古物市場主の自主的な努力にゆだねられる部分が拡大することとなるわけでございます。

こういふことで、今回の改正におきましては、次に申し上げますような措置を講じまして、古物営業の健全な発展を図つて、犯罪の防止、被害の迅速な回復を図るといふような目的が確保されるように配慮したところでございまして、一つはまず欠格事由の整備でございます。

今回の改正におきましては、盗品などを譲り受けた前科のある者、古いあれでいいますと贓物故買なんかをやつた前科のある人たち、こういふ人たちにつきましては、他の前科がある者に比べまして許可の取得条件を厳しくするというようなことをやりましたほかに、刑罰に処せられ、あるいはまた許可を取り消された後、再び許可を取得することが可能となるまでに要する期間というものも三年から五年に延長するなど、不適格な者が古物営業を営むことができないような配慮をしております。

二つ目が、管理者に関する規定の整備でございます。古物商などは営業所などあるいは古物市場ごとに一定の要件を備えた管理者を選任しなければならぬということにいたしまして、かつ古物商等はその管理者に一定の知識、技術、経験を得させるように努めなくてはならないというような努力義務を課すことになっております。

この管理者につきましては、現行法においても規定が置かれておるところではありますのであります。今回の改正におきましては、法律上、古物商等に課されている義務が確実に履行されますよう

に、下位の従業者等を指導監督する責任者であります管理者の責務というものを明確に規定しようとしておるところでございます。

さらに、新法の二十七条でございますが、公安委員会は盗難品等に関する情報の提供を求めらるるに情報の提供を行うことができるということにしております。

これは、古物商などが古物を売買するに当たりまして、盗難品等に関する情報を容易に入手できるように措置を講ずることといたしますれば、盗品等の処分の防止にもなる、そしてまた被害の迅速な回復を図ることも資するということから規定した規定でございます。

このほかにも、大型機械類についての対象物品からの除外、あるいは少額取引についての一定の確認義務等の免除というような措置を講じておりました。御指摘のように、古物営業法が目的としている犯罪の防止、被害の回復ということに遺漏のないように配慮をしております。

○運実委員 時間も大分なくなつてきたようですので、ちょっと簡単に答弁をしていただきたいのですが、よくわかりました。今回の法改正において、いわゆる金券類を新たに法律の対象としているのがよくわかりました。これは、昭和二十四年当時、いわゆる金券ショップがなかったのです。それで、最近、盗まれたものが金券ショップで処理されておる、これが非常に多発しているということでございます。

金券類の盗難等の被害は現在どのようになっているのかということをお聞きしたいと思つておりますが、時間の関係でこれはよろしゅうございませう。それから、盗難等に遭つた金券、これはどのくらいチケット商に持つていかれて、処分しているのかということがあります。

それから、いわゆる金券類について、法律によつて、商品券、乗車券、郵便切手が示されておるが、それ以外にも、例えばこの間問題になつた

盗難の、新聞にも出ておりましたが、印紙類については昨年、事件がありました。また、テレホンカードなどの被害も多いと聞いておりますが、これらの対象はどうなつておるのか、簡単に。

○中田(三)政府委員 盗難等に遭つた金券類のチケット商での処分状況でございます。

平成六年で調べてみたわけでございますが、金券類が盗難など、そのほか詐欺、横領もございませうが、被害に遭つた件数は、全国で一年間で三万五千件ぐらいでございます。その中には、今委員御指摘の不渡り小切手を用いて三十数億円の収入印紙をだまし取つたというふうな事件もございませう。

この金券類に関する窃盗等の検挙件数は、平成六年中、一万五千件でございます。このうち、検挙した被疑者を追及いたしました結果、盗んだりした金券類を第三者に処分したというものが約三千七百件でございます。その三千七百件のうち九割以上の三千二百件になりますけれども、これがチケット商が処分先になっております。この数字、平成元年と比べてみると、チケット商に処分された件数でございますが、この五年間で三倍ぐらいにふえておるといふことでございます。

それから、金券類についての中身についてのお尋ねでございます。今度の改正法では、金券類を法律の規制対象としたわけでございますが、商品券、乗車券、郵便切手は、これらに類する証券その他の物」というもので政令で定めるものを含むこととしたいと思つてございませう。これらに類する証券その他の物」とは、商品券に類するものとしてはオレンジカードなどが入ると思つております。それから、乗車券に類するものとしては航空券とか遊園地の入場券、それから委員御指摘のテレホンカードなどが入るかと思つております。それから、郵便切手に類するものとしては委員御指摘の収入印紙等が考えられるところでございませう。

委員の御指摘も踏まえまして、盗難等の被害あるいは被害品の処分の状況等を勘案して、証券等

を政令により対象としてまいりたい、適切に決めてまいりたいというふうに考えております。

○運実委員 時間がなくなりましたので、最後に一つだけ。

今回の法律改正は規制緩和の要望があつたことがきっかけのようですが、規制緩和は規制緩和として着実に実施する一方で、犯罪情勢に即して、犯罪の防止や被害の回復に役立つようこの法律をきちんと運用していかなければならないと考えております。規制緩和と経済の自由な活動はどつてバランスをとるのか、大変難しい問題だと思つております。金券ショップがふえておるの消費費がより安いものを求めている結果だと思つて、この点を含めて大臣はどう思つておられるか。

さらに、国民の身近な自動車、それからオートバイといった乗り物の被害が多く、また、新たな現象として金券類の盗難が増大しておることで、被害物品が古物商で処分されにくくすることが犯罪防止の点から大変重要だと思つております。こうした点を踏まえて、この改正法の施行に当たつて大臣の所見を最後にお伺いしたいと思つております。

○野中国務大臣 委員ただいま御指摘になりましたように、今回の古物営業法の改正に当たりましたは、単に規制緩和を行うだけでなく、国民が犯罪に対して大変不安を感じております窃盗等の犯罪防止と被害品の迅速な回復とを効果的に図りますように、さらに、新たな金券等の取り扱ひ等を委員が御指摘になりましたような御趣旨に十分沿うように、効果的な回復を図られるような諸規定を設けたところでございまして、この法の施行に当たりましては、御指摘のような国民に身近な乗り物やこの種盗難、あるいは新たな犯罪形態の防止を行い、被害の回復をこの法律が的確に行えるように十分留意してまいりたいと思つております。

○運実委員 質問を終わります。
○川崎委員長 上田勇君。
○上田(三)委員 本古物営業法は、犯罪の防止、

被害の回復に資することを目的とした、いわば国民生活の安全に関する社会的規制を設けている法律でありますけれども、こうした規制が事業者の自由な経済活動を過度に妨害するようなものであってはならないというふうにも考えるところであります。したがって、その目的が達成される最下限の規制であるべきというふうにお考えしておりますので、この辺を中心といたしまして、今回の法案について何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、古物の定義というのでしょうか、すなわち、本法律により規制の対象となる範囲についてお伺いしたいと思います。

第二条におきまして、これは鑑賞的美術品及び商品券など政令で定める証券等は含むということ、それからまた、大型機械類で政令で定めるものは除くということも明示されているわけですが、その他のものについてはどういう取り扱いになるのか、必ずしも明らかにはなっていないというふうな感じがいたします。

今回チケットショップ等を対象に加えたこと、それからまた大型機械類は除外したこと、こうしたことについては、先般、また先ほどの御答弁の中でも御説明がありまして、その趣旨は了承するところでありますが、それ以外の明示されていないものについては、法律の上ではすべてが規制の対象となるというふうにも考えられるわけであり

ます。原則自由、例外規制、こういう考え方からすれば、規制の対象となるものを法律、あるいはより詳細については政令で明らかにすべきであるというふうにお考えられますが、例えば、今回規制の対象に加えられたチケットショップなどについても、これも何年前であれば想定できなかったような形態のビジネスでありますし、また当然のことながら、今後でも現在では想定できないような新しい取引が生まれてくる、そういうことも想定されるわけでありまして、その場合に、新しく仕事を始めようとするときに、そのものが許可の対象

になってくるのかどうかははっきりしていません、新しくビジネスを計画するときには当たって判断ができないのではないかと、これが危惧されま

す。したがって、いかなる物品が規制の対象となつてくるかをしっかりとさせて、また、それ以外対象とならないんだということをこれも明確にすべきではないかというふうにお考えですが、こうした点についての御所見を伺いたいと思

います。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。窃盗とか詐欺あるいは横領等の財産犯の被害品でございませぬけれども、この種類というのは広範多岐にわたるものでございませぬ、また時代とともいろいろな変化もいたします。例えば、今委員御指摘になりましたような大型でかつ重量のある機械類でございませぬ、建設機械の中には盗難等の被害の実例があるところもございませぬ、したがって、今回、大型機械の例を取り上げ

ましたけれども、大型機械類でありませぬ、盗難等の被害や盗品等の処分状況が想定されず、かつ実際にもそのような事例のないものについて除外するというような考えでおるわけでありませぬ。いずれにいたしましても、古物営業法、こうした実情を踏まえて、特に物品には限定を加えることがなくて古物に含めるといふようなことにしておるわけではありませぬ。したがって、改正法におきましても、物品は一応すべて第二

条第一項に言う古物に含まれることとなるわけでございます。しかしながら、委員御指摘のように、物品の中には営業としての古物取引の実態がないものもあるわけでありませぬ。このような実態を踏まえて現行の古物営業法施行規則におきまして古物の種類が定められておるところでありませぬ、今回の改正をお認めいただきまして、これを機に、また委員の御指摘も踏まえて、これをよりアップ・ツー・デートなものに改めて、国民にとつてより明確なものにしていく、そしてまた、

その後も常にその時々において見直しを行つていくというような措置を講じてまいらうということ、御懸念のないようにしたいというふうにお考え

と。ところであります。

○上田(勇)委員 今の御答弁にありましたように、確かに、犯罪の防止あるいは盗品の被害回復という観点からすれば、これはどういったものが盗まれるかというのとはなかなか想定しにくい、どういったものがそういう被害の対象になるかというのことも想定しにくいという面はあるのかもしれないが、これは余りにもそういう面を強調するがために過剰な規制にというふうにならないよう、これから適切な運用を心がけていただきたいというふうにお考えを申し上げます。

次に、今回の改正の中で、許可手続の簡素化の点が提案されております。その中で一点質問をさせていただきます。改正案では、これまで各営業所ごとに必要であった許可を、同一の都道府県内であれば一つの許可で済むようになったというふうな簡素化が行われておるわけでありませぬ。

しかし、複数の都道府県にまたがって営業している業者も多数あるというふうにお考えを申し上げます。そうした場合にそれぞれが公安委員会の審査を受けて、それぞれがその公安委員会の審査を受けておるのだからということもちょっと疑問に思うところでありませぬ。例えば、営業しているうちいずれか一つの公安委員会の許可、あるいは本店とか主たる事業所のある公安委員会に許可を受ければ、他の公安委員会に対しては、当然のことながら同様の基準のもとで判断が行われることというふうな意味から、これは届け出や登録だけで済むようにして法律の目的については十分達成されるというふうにお考えの次第であります。なぜ各公安委員会ごとに許可が必要なのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答えを申し上げます。委員御指摘のようなことになるわけでございます。すけれども、法制定当時には現在のように古物商が複数の営業所を有していないというふうなことで、広範囲に営業活動を行う例がなかったわけ

でございます。そういうことで現行法は営業所単位の許可制度を採用しております。

ただ、実情が変わつてまいりましたので、同一府県内で新たに営業所を設けようとする場合については、今回改めて、同じ府県の公安委員会の許可を必要としないというところで、負担の軽減を図ろうというところを考慮しておるわけでございます。

その関係で、許可そのものにつきましては、今委員御指摘のようなことで、同一の府県内において複数の営業所を有する場合には古物営業の許可を営業所ごとに取得しなくてもよいということになります。府県が異なるれば許可が要するというのは改正後でも同じでございます。

ただ、あわせてやっておりますのは、複数の府県の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商の法人の役員の名等一定の共通事項につきましては、これは営業内容の変更の届け出でございます。このように、こういうものについてはいずれかの公安委員会に届け出れば足りるというふうなことにしたいというところを考慮しておるわけでございます。

許可と届け出について若干差を設けていることについては御説明をいたしますと、警察行政につきましては、基本的には都道府県警察を単位として運営されておるわけでございます。古物営業の実態につきましても、それぞれの都道府県の公安委員会が最も的確に知っておる、把握しておるというわけでございます。例えば管理者が置かれておるか否かというふうなチェックなんかもございませぬが、こういったものも、その営業所の場所を管轄しておる公安委員会がこれを行うことが最も確

実かつ合理的ではないかというふうに思います。このように、管轄区域内の古物営業の実態に即した実効的な指導監督をするということが期待できる各都道府県の公安委員会において、欠格事由なども審査した上で許可を付与する。

そしてまた、事後のいろいろな指導監督というのもございます。これも、本社が東京にありますれば東京都公安委員会が北海道だ、鹿児島だというようなところにある営業所の実態まで常時把握して監督ができるかというように考えました。合理的な行政が行えるのではないかと、このように考えまして、今回も、全国に一本の許可とせずに、都道府県単位の許可制をとるというようにしたところでございます。

○上田(勇)委員 次に今度は、許可の基準についても一点お伺いしたいと思います。

昨年の行政手続法の制定など、行政の透明性を確保していくということが今広く求められているわけでありまして、本法案では、第四条に欠格事由が挙げられております。いずれも明確で相当なものというふうには考えますけれども、許可に当たっては、ここに明示されている事由に該当しないこととすれば、それはもう原則として許可されるというふうな理解してよろしいのでしょうか。それとも、明示されていないことについても公安委員会の審査が行われ、それをパスしなければならぬというふうな考えをすべきなのか。また、その申請から許可までの期間や手続など、こうした点について御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。

第四条の許可の基準組みでの御質問かと思えます。四條の欠格事由に該当しない限り必ず許可が出るのかという御趣旨であるとすれば、そのとおりでございます。古物営業法の四條におきましては、古物営業の業務を確実に履行することが期待できない者が営業を営むことを防止する、そして法の目的を確実に達成するというものために、いわゆる人的欠格事由でもいふものを定めているわけでございます。財産犯など一定の前科のある者などは許可を取得できないこととして、非常に明確に要件を定めておるところでございます。この人的な欠格事由に該当しない限りは

古物営業の許可が与えられるものでございます。なお、古物営業法は、公安委員会が許可を行わない場合には、先ほど行政手続法をお挙げになりましたが、必ずしもそこでは要求されておりませんが、古物営業法の世界では、許可をしない、できないという決定を公安委員会がいたした場合は、理由を付した書面をもって申請者に対してお通知するということまで義務づけられておるところでございます。手続的保障は十分に図っておるところでございます。

なお、申請後どれぐらいで許可がされるのかというお尋ねもございました。古物商の許可でございますけれども、おおむね六週間以内程度で出ておりますし、古物市場主の許可の場合は約八週間、おおむね八週間以内でございます。こういったものは、公安委員会が古物商等の欠格事由の該當性の有無を審査するに当たりまして必要な標準的な処理期間だということでございます。

○上田(勇)委員 行政の透明性を確保していくという意味での措置が設けられているということについてはよくわかりました。特に、この法律を見てみますと、現行法にある基準の中で若干当局の主観に任せられたような言いぶりがあり、今回は客観的な基準にわかりやすい基準に改められている点については、大変結構なことだというふうに考えるところであります。

ぜひとも、この法律の趣旨を生かして、運用に当たっても透明で、やはり国民の目から見てもわかりやすいような運用となるように御留意をいただきたいと思います。次に、これは法律の第十三条の関係で、管理者というものが規定されているわけでありまして、これは営業所または市場ごとに管理者を置かなければならないというふうに定められているわけでありまして、

さらに、同じ十三条の第三項では、古物商等は、当該管理者に、取り扱う古物が不正品であるかどうかを判断するために必要とされる一定の知識、技術または経験を有せざるを得ないというふうに

ならないというふうなことになると思いますが、その内容については国家公安委員会規則で定めるというふうな形になっているというふうに理解しております。

そこで、国家公安委員会規則では具体的にどのような内容を定められるというふうにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。最近では、取り扱う古物につきまして不正品であるかどうかを見分けるための必要な知識、技術、経験等を持たない、いわゆるペーパー古物商が少なからず存在するというような現実がございます。例えば自動車についていいますと、最近、盗難自動車などが、車台番号のつけかえ、業界では何か目玉入れというふうなことを言うのだと、ございまして、二台の自動車を半分ずつ切り取って合体させるといふような、何かニオイとか言うのだと、ございまして、何かが、ここの方法によりまして改造をいたしまして、そういうふうな中古自動車を取り扱う古物商に処分される事例が発生しているところでございます。

こういうふうなことで、盗難自動車の処分事例の発生を防止しようというのを考えます場合に、管理者が改造車であるかどうかを見分けるための最低限の知識あるいは技術、経験を有していることが必要ではないかと考えました。そのようにいたしまして、今回の改正におきまして、そのような盗品等の処分を防止して古物営業の適正な実施を確保するために、十三条の三項でございまして、ここにございまして、管理者に必要とされる最低限の知識、技術または経験を有することを古物商の努力義務というところで規定させていただきたいと考えておるところでございます。

そこで、この規則で定める知識、技術、経験の具体的な内容はどうかというお尋ねでございます。例えば、今例に取り上げました自動車についていいますと、最近多発しております改造された盗難自動車等の処分事例に即しますと、こうした改造車

であるかどうかを見分けるための、自動車の基本的な構造やどの部位が改造されやすいものであるかといったことに関する知識とそれを実際に見分けるための技能というふうなものがあるかと思っております。また、実際に中古自動車などの取引を行ってきた経験等も入らうかと思っております。具体的には、一定の経験年数、民間団体により付与される資格や講習等の受講経験というふうなことでその経験について判断することになるかと思っておりますが、そのような知識、技術、経験について具体的に物によって定めてまいりたいというように考えておるところでございます。

○上田(勇)委員 各営業所ごとに管理者を置き、なおかつ、さらに第三項のような努力規定がある。これは特に古物商、取り扱う業者が、取引量の余り多くない中小の業者もかなりあるのではないかと、このように思っています。そうしたときに、こうした営業所ごとに必ず管理者を置いたりあるいはそういうふうな知識や技術または経験を習得させなければならぬというふうなことが設けられているときには、こうしたいわゆる中小、特に零細な業者にとっては相当な負担になるのではないかと、このようにも懸念されるのですが、その点についてはどうでしょうか。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。現行法におきましても、古物商のみならず管理しない営業所につきましてもは管理者を設置することが義務づけられておるところでございます。また、法人の場合に、現行法においても、これは法人でございまして、自然人ではございませんで、みずから管理できないためにすべての営業所に管理者を置くことが既に義務づけられておるところでございます。

中小の業者の方の御指摘もございました。今回の改正におきましては、相手方の確認をする義務でありますとか、あるいは帳簿記載義務について緩和をいたしますか。そういうことで、全体的に相当程度の規制の緩和となっておりまして、古物営業の適正な実施につきまして古物商の自主

的努力にゆだねる部分が拡大するわけではございません。そういうことから、従来以上に管理者がその職務を適正に遂行することが期待されるわけではございません。

管理者に関する規定、現行法はあると申し上げましたが、ただ、その責務について現行法は明確に明文では規定をなかつたところであり、今回、その言わんとするところを明確にして責務を明らかにしようというところであります。したがって、改正案におきます管理者の設置義務につきましては、基本的には現行法に比べて過度の負担を課すものではないという考えでございます。

それから、知識、技術、経験等のお話も先ほど自動車に例をとって申し上げましたけれども、取り扱う古物の種類によって異なると思いが、通常古物営業に携わっている人であれば当然有しているはずの最低限のものを予定しておられるわけではございません。これも古物商等に過度の負担を課すことにはならないものと思っております。また、そのような内容のものを決めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○上田(参)委員 今の御答弁でも、今回、帳簿記載や身分確認などについて非常に簡素化が行われたというところであります。また、先ほど許可や変更届け出の系統についても大幅に簡素化されたというところであります。この点については、これは業界からの要請も十分踏まえた形での対応というふうに承っております。こうした点、今回、簡素化、また合理化が行われているわけであり、すけれども、こうした改善でどの程度の効果があるか、あるいは業界からの要請にどの程度の対応をしているものなのか、その効果の程度について見解をお伺いしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします前に、先ほどちょっと御答弁を落としましたので、申しわけありません、この際お答えさせていただきますと思います。

今度新法におきます管理者の設置義務でございませけれども、その任務が適正に遂行される限り一人の者が複数の営業所の管理者を兼ねることも妨げないと考えております。また、その古物商がみずから管理する営業所について管理者を兼任することを認められておりますので、その点でも過重負担にならないと考えておるところでございます。

それから、今回の改正で規制緩和によりましてどの程度効果があるか非常に量的にはかりがたいものもあるかと考えておりますけれども、ある一例でございますけれども、私も最近サンプル調査を行った結果でございますが、ある県で、法人である古物商でございますけれども、新規許可、同一県内で県単位の許可にした場合はどれぐらい負担が軽くなるかという観点でございますけれども、ある県において法人である古物商について調べてみたわけではございますが、平成五年中に新規許可を得た件数のうちに、仮に県単位の許可制度に移した場合はございませけれども、全体の約三割が許可を不要とするところになるというような調査結果もございませ。

また、例えばスーパーなどに例があるわけではございませけれども、全国に数百店舗の営業所をお持ちになるような古物商などもあります。こういうところにつきましても、法人の役員の変更届け、これは毎年一回ぐらゐあるわけではございませけれども、これが今までは、例えば二百店、三百店ございませと二百通、三百通出しておたわけではございませ、相当程度の負担の軽減がそのことからも図られることがわかれるというふうに考えております。

○上田(参)委員 次に、今回新たに情報の提供といった項目が新設されております。実際に盗品が業者を持ち込まれる場合に、業者ではその品物が盗品であるかどうか判断するというのは、これは十分な情報がない限り、困難なケースが多いのではないかと、この際お伺いいたします。その意味から、

この規定は、業者が盗品を取り扱うことを未然に防ぐという意味から、警察が掌握している情報を提供することは非常に重要だし、有益なことではないかと、この際お伺いいたします。

しかし、一方では、その情報の提供にはやはり難しい面もあるのではないかと、一般に公開してしまえば、その情報を今度は盗んだ人間の方が入手してしまえば、その盗品をどのように処理するか、それをむしろ示唆してしまうような結果にもなりかねませぬし、またプライバシーの問題といったこともございませぬ。また、実際に盗まれた方が一般には知られたくないというようなこともあるかと思ひます。

そうした詳細については国家公安委員会規則で定めるといふふうになってはいるわけではございませぬが、その情報の提供先あるいは提供方法について、基本的な考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。委員御指摘のとおり、一定の情報を提供することができるといふことになりませぬと、古物商にとりましても盗品等を買取り取らなくても済む、買取り受けなくても済むというところでメリットもありません。また、私も国民にとりましても古物営業法の目的にもかなうところでございませぬ。そこで、今回の法改正におきまして、情報を提供することができるといふ規定を置きたいということを考えているわけではございませぬ。

ただ、ただいま委員御指摘のように、じゃ、その情報の提供先はだれでもいいのかという問題は確かにございませぬ。そういうことで、私も、今基本的には考えておりますのは、その情報の提供先というのは盗難等の被害の発生状況や盗品等の処分状況を勘案して考えるべきだと思ひますが、盗品などの売買を防止する必要性が高く、かつ、その情報を提供することによって盗品などの売買等の防止効果が期待できる古物を取り扱う古物商等の団体等でありまして、その提供を受けた情報の管理、それからその利用ということについて適正

に行うということが認められるものであることが必要なのではないかと、この際お伺いいたします。

また、提供方法につきましても、盗品等にかかわる情報が最も適正かつ効率的に管理、利用されるような方法というものを考えていかなくてはならないと思ひます。現在慎重にそれらの点について検討しておるところでございます。

○上田(参)委員 時間も余りありませんので、最後に、ちょっと最初と繰り返しになりますが、やはりこの法律、国民生活の安全を確保するという意味での社会的規制でありまして、その趣旨は十分理解するものであります。

ただし、他方、これが過度な規制になって、事業者の自由な経済活動を妨害するということになることがあってはならないというふうにも感じるものであります。これは法律の趣旨、目的が達成される最小限の規制というふうにあるべきであるというふうにも考えますので、過大な規制になってしまふとやはり業者が過度な負担がかかってしまふし、ひいてはコストアップにもつながる。あるいは最近その必要性が言われているリサイクルなどについても、資源の有効利用を目的としたこうしたリサイクルなどもできなくなってしまうというふうなことがあつては、これは法律の趣旨を逸脱してしまうというふうにも思ひます。

こうした規制緩和、それから国民生活の安全の確保、こういう両面の要請を踏まえて、今後その多くの内容が政令や国家公安委員会の規則で具体的に決められていくというわけでもありませぬし、法律の施行、運用に当たりますので、最後に大臣の基本的な見解をお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○野中国務大臣 委員からただいま御指摘がございましたように、いわゆる社会的規制でありませぬ、民間事業者の経済活動を必要以上に規制するものであつてはならないと考えておるところでございます。このたびの古物営業法の改正につきましても、このような観点から、業界の要望等を

十分に踏まえながら、現在の取引実態に応じまして、古物商の負担を軽減するべく大幅な規制の緩和を織り込んだところでございます。

しかしながら、古物営業法は、今御指摘にもございましたように、犯罪の防止と被害の迅速な回復に資することを目的とする国民生活の安全にかかわる重要な法律でございますので、規制の緩和は規制の緩和といたしまして着実に進めていく一方で、国民生活の安全の確保にいささかも遺漏があつてはならないと考えておるところでございます。

改正法の施行、運用に当たりましては、規制の緩和を著実に実施する一方で、犯罪の防止と被害の回復というこの法律の目的が確実に達成されま

すよう万全を期する所存であります。

○上田(男)委員 以上で、質問を終わらせていただきます。

○川崎委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、最後の質問者になりましたので、古物営業法につきましてはお聞きしたいところ、かなりこれまでの方と重複いたしますので、それで、きょうはこの機会に愛知県豊橋市にある有限会社中部レジャーが経営するパチンコ店、夢広場豊橋店とか夢広場西店など七店舗が実は先月閉店いたしました。これについて少し伺っておきたいと思うのです。

これはたしか沖繩でスロットマシンに違法ROMを取りつけたとして十七店舗の営業許可が取り消されたオータという会社の店で、このオータ関連会社は全部で三十店舗が営業許可取り消しとなつておりますが、昨年十二月に県の公安委員会から営業許可の取り消しがあつた店で、それが今度有限会社中部レジャーで七店舗が開店となつた。なぜこんなに早く営業が再開されたのか、これをまず伺いたいと思うのです。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の有限会社中部レジャーでございますけれども、これも今お挙げになりました株式会社オータというのは昨年の十二月にその営業する店

舗、三十店舗ほどでございますが、許可の取り消しを受けたわけでございます。この株式会社オータからその営業施設を借りて新たにパチンコ店をこの有限会社中部レジャーというところが営もうということ、本年の二月でございますが、愛知県下にあります七店舗でございますが、そこについて風俗営業の許可申請をしまいたこととでございます。

申請を受けました愛知県の公安委員会といたしましては、その申請者であります有限会社中部レジャーが風適法四条に規定いたします人的な欠格事由に当たるものがないかどうか、それから営業所の構造、設備の基準を満たしているかどうか、あるいはその場所的な基準がどうか、そういう制限にかかっているかどうかというふうな諸点について、許可基準に抵触しないかどうかについて十分調査をして、基準に抵触しないというふう

に判断したことから風適法の規定に従つて許可をしたものというふうな承知をしております。

○吉井委員 要するに店舗を借りてやっているので、経営者がかわつていくからということなの

ですが、その経営者がかわつたというのですが、店とか土地の所有権はかわつていないわけですね。所有権はもとのままで、しかも新しい経営者というの、実はこの営業許可の取り消しを受けた株式会社オータの社長のいとこと言われる人で、この株式会社オータの社長とこのいとこに当たる人、この中部レジャーの方は、二人はダイエー観光という会社では同じ会社の取締役をやつてきた。こういう関係であるわけですね。

これはまだほかにもありますが、有限会社東華というのが経営するこれもパチンコ店ですが、江戸川区にあるサンシャイン小岩店、この店についての営業申請が出ておられると思つた。この東華の取締役の一人も、これは取締役一人しかいないのですが、この人はまたかつて株式会社オータの監査役をやつていた人ですね。

こういうことをすべてきちっと調べた上で許可を出しているのかどうか、これを伺いたいと思

ます。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。愛知県警の方では、風適法の要件に従つて厳正に判断をしたものと理解しておりますが、風適法、御案内のように、その四条で許可の人的欠格事由を定めております。

そこで言っておりますのは、自然人であります場合とか、あるいは法人であります場合、その本人が、法人そのものが偽りその他不正の手段による許可取得に係る罰金刑に処せられた者であるかどうかということだけじゃなくて、法人でありました場合、その社員、取締役、それから名称のいかんを問わず取締役等と同等な支配力を有すると認められる、いわゆる黒幕的な経営者でございますが、こういう者に欠格事由に該当する者が含まれていないかどうかということについても見るわけ

でございます。この点について愛知県の公安委員会では判断をし、この要件に当たる者はない、委員いろいろ御指摘をいたしましたけれども、この要件について厳正に判断した結果、その他のい

とこであるとか何とかいふ関係はあるいはあるのかもしれないが、ここで言う欠格事由に当たるとは、人はいないということから許可を与えるに至つたというふうな聞いております。

○吉井委員 経営者がかわつたといつても名前が

変わっただけですね。店舗と土地の所有者は依然としてもとのままで、また、かわつたという新しい経営者は、これはもとの経営者のいとこであったりあるいは監査役であるとか、いわゆるオータグループとしてかわりのある人なのですね。実は、これはここだけじゃなくて全国的に今これは行われているわけですね。

私、日電協理事長の各組合員あてに出した文書というのをきょう持つてきておりますが、それを見ると、中部レジャー、関東レジャー、東華、沖東、陽光、朱夏などの有限会社、新たな法人で許可の取り消しを受けた店を再開しようとしている例が明らかになっております。

例えば、この許可の取り消しを受けたPSラン

ド、これは夢広場豊橋店、同じくPSランド西店というのは夢広場西店、こういう調子なんです。これは取り消しを受けた店すべてそういうふうになつておられるわけですね。もちろん中には許可取り消しになつた時点で、さっきもおっしゃつたように、学校、病院が近くにあって再開ができないというものもあることはあるのですが、しかし許可を取り消された三十店のうち、現在二十六店舗が再開されたかあるいは再開計画があつて申請が出てきている、こういう実態にあるというこの動きそのものについては、警察庁の方は動きをつかんでいらつしやるのでしようか。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。委員御指摘のような、愛知県の七店舗についてそのような名称で申請がなされ、許可なされていくことについては、そのとおりでございますし、あと幾つかの県で別の法人がまた申請を出しておるところであることについても、御指摘のとおりであります。

ただ、いずれにいたしましても、この中部レジャーについて、先ほど申し上げましたように、この許可の取り消された株式会社オータでございます。この所有しております営業施設、これは店舗もその下地も同じでございますが、こういうものを借りて営業するというところでございまして、店舗なり土地を営業しようとする者がみ

ずから持つていなくてはいけないという要件はないわけでございます。現実にはその申請者がそのような実在する法人であつて、その法人あるいはその役員等に問題のある人がなければ許可をせざるを得ないわけでございます。今回の場合について愛知県警が判断したのは、そのようなすべての点について見るべきものは皆見た上で適切に判断をしたものというふうな考えておるところでございます。

○吉井委員 今おっしゃつたのは愛知だけの話ですが、全国で三十店舗営業許可取り消しをやつて、事実上病院、学校があつてできないものは別として、それを除いた二十六店舗は現在全国的に

営業再開に向けて動いているわけでしょう。それについて、今のお話を聞いておきますと、何かダミーを使っても全部もう営業してもらって結構なのだ。何も変わらないじゃないですか。どうなのですか。これは今後こういう二十六店舗については、既にそのうち愛知は許可をしているわけですが、今出ている分、残っている分、これは全部許可をする、こういう立場ですか。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。
先ほど愛知県下にある店舗についてお答えを申し上げたわけでございますけれども、私も把握しております。他の府県としては、宮城、埼玉、東京でございますが、それで四店舗ほどについて許可申請がなされておるものもある。しかし、それ以外のまた群馬、沖繩等の二十店舗近いものについては申請はまだなされていないというふう聞いております。

なお、申請が出てきた場合どうするかというお尋ねでございますが、愛知県警といいますが、愛知県公安委員会と同様でございますが、それぞれについて申請者について適切な審査をし、拒否する事由がない場合においては許可をするという扱いにならうかと思っております。

○吉井委員 こういうやり方は、ダミーを使って営業を再開できるというふうになってしまおうと、何のための営業許可の取り消しということになるのでしょうか。しかも、この株式会社オータというの、表向きは違法ROMを取りつけたということが許可取り消しの理由になっているわけですが、しかしこれは暴力団との関係も指摘されているのです。

一九九〇年十一月にアルバイトの高校生と警察官二人が犠牲になった、暴力団三代目旭琉会と沖繩旭琉会の抗争事件があって、この抗争事件というの、暴力団対策法ができるきっかけになった事件の一つでしょう。この一方の暴力団にオータから数十億の資金が流れていたとも言われているわけですね。

今回の営業許可の取り消しというのは、実はそ

のことも大きな要因になって、特に沖繩の方はこの取り消しをやったというふうなことは、これは地元でよく知られていることなですよ。新しい法人が経営しているかのような体裁をとっているにしても、役員はこの株式会社オータの、取締役は自分の息のかかった人間や身内の者にやらせている。店舗や土地の所有権はもとの人のまま、しかし店の売り上げのほとんどが一度は新しい経営者のもとに入る形をとって結局もとの経営者のところへちゃんと流れるという形になっているわけですよ。これだったら、何のために許可の取り消しということをやったのかということになるのじゃないでしょうか。

私は、ここで大臣に、特にこれは警察庁とそれから公安委員会のやはりこういう問題に対する姿勢というのが問われてくると思うのですよ。これはやはりよく調査をしていただきたいし、許可したもののについてはこういう観点で調査がされているのかどうか、これは改めてチェックしてもらいたいし、また今後、許可申請中のものとかあるいは許可申請が出されてくるものの扱いについては、実態として株式会社オータに売り上げの大半が行くようになっていないのかどうか、そういうこともきちんとやはり調べもし、考慮もした上でこの取り扱いを検討する、そういうふうなやってもらいたいと思うのですが、私はこの点について大臣の答弁を求めています。

○野中国務大臣 先ほど来局長から答弁申し上げましたように、各都道府県公安委員会におきましては、風営法に基づきまして、厳正、的確に処置したものと承知をしておりますけれども、今委員からそれぞれ具体的に御指摘もいただきましたので、新たな観点から対処してまいりたいと考えております。

○吉井委員 新たな観点から対処するということが、ぜひ、いとの関係とか元監査役なども確認した上で許可であったかどうかということの確認ですね、そこをきちんとやるとともに、ぜひこれは大臣も積極的に指導をしていただいで、調査

をしていただきたい。改めて調査の約束だけだいたい質問を終わりたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 ただいま大臣からの御答弁にありましたように、適切に対処してまいりたいと存じます。

○吉井委員 終わります。

○川崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○川崎委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

古物営業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○川崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○川崎委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 次に、内閣提出、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として地方公務員災害補償基金理事長中島忠能君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○川崎委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

○川崎委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北沢清功君。

○北沢委員 このたびの地方公務員災害補償制度の改正は、社会経済状況の動向に的確に対応するために行われたものと思っております。そこで、改正案の内容について、まず、二、三点、お尋ねをしたいと思います。

この改正で新たに創設されることとなりました介護補償制度について、この制度が創設されるに至った意義、また、これが創設されることにより、従来行われてきた内容と比較して、具体的にどのように改善がされることとなったかを、まずお尋ねをしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 今回の改正で介護補償制度を創設した趣旨でございますが、基本的には国家公務員の災害補償制度における改正に合わせているわけでございます。

近年の人口の高齢化あるいは核家族化という点で、重度の被災職員が家庭で家族によりまして十分な介護を受けるということが困難な状況になってきています。民間事業者などから介護サービスを受ける必要があるものがますます高まってきております。こういう状況に対応して、今回、自宅介護を必要とする重度の被災職員に對しまして介護に要した費用を補てんするというために、介護補償を創設することとしたものでございます。

この介護補償の創設によりまして、これまで基金によりまして福祉施設として付加的に行われておりました介護料の支給、これが介護に要する費用の補てん、いわゆる補償というふうな位置づけられまして、法律上補償を受ける権利が明確化されることになったわけでございます。

それで、支給対象につきましては、これまでの介護料では、障害補償年金あるいは傷病補償年金

の受給権者のうちで障害あるいは傷病等級一級で常時介護を要する人、この方が対象とされたわけでございますが、今回これを障害等級など一級だけでなくて二級に広げ、常時介護を必要とする人に加えまして随時介護を必要とするという人まで拡大したそうでございます。

また、給付額につきましても、所要の引き上げを行うことといたしております。

○北沢委員 それでは、この改正案で福祉施設を福祉事業と名称変更がなされておりますが、この名称変更がいかなる事情によるものか、また、名称変更に伴って何か内容的に何らかの制度上の改変が行われるかどうかについてもお尋ねをいたしたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 現行の公務員災害補償制度は、御案内のとおり、災害による損失の補てんを定型的に実施します補償というものと、この補償に加えて付加的な事業を行います福祉施設というものから成り立って実施をいたしているものでございます。

それで、この福祉施設という名称からは物的施設を連想しやすいわけでございます。ところが、現在の事業の内容は、例えば遺族特別援護金あるいは給付金といったように金銭給付を中心としたものであります。より適切な名称に変更すべきであるという指摘が従来からなされているところでございます。昭和六十年には福祉施設という用語の再検討につきまして衆参両院におきまして附帯決議をいただいております。

今回、福祉施設の内容を拡充するということがいたしております。その用語の見直しを行う適当な機会であるということ、また、近時、船員保険法その他、社会保険関係法におきまして福祉施設が福祉事業に変更されているということなどを勘案いたしまして、本法におきましても改めるといふこととさせていただきます。

また、福祉事業の内容につきましては、今回その拡充を図ることといたしまして、一つは、福祉

事業として新たに「被災職員が受ける介護の援護」の規定を加えることといたしまして、例えばホームヘルプサービス事業などが行えるようになるというものが一点、もう一点は、公務員災害の発生をやはり減少させるということが大事でございます。公務員災害の発生を防止するために必要な事業を新たにすることができ、そのような規定を置くことといたしまして、拡充を図っている、こういうこととさせていただきます。

○北沢委員 今御答弁の中で、公務員災害補償事業につきまして、我が党は以前から災害の防止について特に主張してきたところでありますが、これへの積極的な取り組みは大変評価をし得るものと思っております。具体的な施策としてはどのようなのを考えておられるのか、また、その効果についてはどのように想定されているのか、御決意を含めてお答えをいただきたいと思っております。

○野中事務大臣 御指摘のように、地方公共団体の職員の公務員災害を防止することによりまして職員が安心して職務に従事することができるようになることは、お説のように極めて重要な課題であります。地方公共団体の職員の安全を確保するために、これまで各地方公共団体におきましてそれぞれ安全衛生管理体制を整備するなどの取り組みが積極的に進められてきたところでございますが、今回、地方公務員災害補償基金におきまして、その情報や経験を活用いたしまして、福祉事業として公務員災害を防止するために必要な事業を行うこととされたところであります。

この事業の内容といたしましては、現段階では、統計分析や事例の類型化等によりまして公務員災害の発生原因の調査研究、これを活用した防止対策の検討、さらにはその成果の地方公共団体への普及を考えているところであります。

自治省といたしましては、各地方公共団体におきまして安全衛生管理体制の整備の推進とあわせまして、公務員災害の防止にさらに積極的に取り組んでまいり所存でございます。

○北沢委員 それでは、今回の改正案では、違反

行為について、命令に従わなかった場合の罰金額や過料額の改定が行われることになっておりますが、このたびの見直しの理由について教えてください。また、罰金額の改定は、いかがでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 地方公災法におきましては、公務員災害補償基金の役員等が自治大臣に対して虚偽の報告をした場合の罰金、あるいは補償を受ける方が基金に対して虚偽の報告をした場合の罰金、あるいは基金の役員が登記を怠った場合の過料、これにつきまして定めを置いております。

これらの罰金額あるいは過料額につきましては、昭和四十二年の本法制定時から改正が行われておりまして、現在における物価水準等の経済情勢が大きく変化してきている状況にあります。また、今国会で労働者災害補償保険法及び国家公務員災害補償法の改正によりまして罰金額の上限の引き上げが行われております。これらを含めた他法における類似規定における罰金額との関係というものも考慮する必要がある、こういったこと、今回、罰金額及び過料額の上限の引き上げを行い、適正化を図ろうとさせていただきます。

○北沢委員 それでは、観点を交えて、最近の事例に照らしてお尋ねをいたしたいと思っております。特に、この一月半ばに発生した未曾有の犠牲者を出した阪神・淡路大震災に関連してお尋ねをいたしたいと思っております。

この大震災において当然地元の地方公務員の方も被災されていると考えますが、実態はどのような状況になっておりますか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 今回の阪神・淡路大震災におきましては、お話しのように、地方公務員も多大な被害を受けている状況にあります。地震発生時におきましては五十三名の職員の方が死亡しております。約八百名の職員の方が負傷しているという状況です。

また、今回の震災後の応急対策あるいは復旧事業の実施につきまして、地元地方公共団体の職

員の方のみならず、全国各地の地方団体から派遣された職員が御尽力いただいております。この応急対策あるいは復旧活動時におきましての災害の状況でございますが、公務員災害の認定請求等の状況から承知しているところでは、二名の職員の方が死亡し、また、他の団体から派遣された職員の方を含めまして百名を超える職員が負傷をしている、このように承知しております。

○北沢委員 今お聞きをしまして、なかなか大勢の方が負傷されており、また死亡されているという状況でございますが、この被災をされた地域の地方公務員の方の中には公務員であった方もおられると思っております。そうした公務員災害の認定請求の状況は今いかがになっておりますか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○中島参考人 御説明申し上げます。地元の公務員で被災された方及びその公務員災害の認定請求の状況でございますが、三月三十一日現在におきまして、地震発生時に被災された方及び地震発生後、応急対策及び復旧対策に従事中に被災された方、合わせて百一十一人の方が被災され、そして百一十一人の方から公務員災害の認定請求が出てまいっております。その百一十一人の中で現在までに百一件の方につきまして公務員災害の認定をいたしております。

したがって、あと十件残っておりますけれども、関係支部と鋭意連絡をとりまして速やかに認定事務を進めてまいりたい、かように考えております。

○北沢委員 また、新聞報道等によりまして、この災害の救助活動や災害復旧作業に当たってこれら被災された方、警察職員や消防団員、または自殺をされた水道局の職員の方々もおられると聞いておりますが、こうした事例において公務員災害として取り扱われるかどうか、どうでしょうか。

これらの事案を含め、阪神・淡路大震災における公務員災害についてどのような考え方で臨んで

おられるのか、認定に当たって基本的な考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

○中島参考人 御説明申し上げます。

今回の地震のように天災地震によりまして被災を受けられた方につきましては公務上外の認定をする場合におきましては、原則として、いかなる職務に従事しておられたかという、職務の性質及びその職務の内容、あるいはまたその従事しておられた職務の環境、あるいは施設、そういうものの条件というものをよく調べまして、それが公務または勤務環境に内在する危険が具体化したものとして災害が発生した、そういうふうな認められる場合には、公務上の災害として取り扱うようにいたしております。

今議員がお話しになりました警察職員、これは兵庫県警の姫路警察署の警察職員でございますけれども、この警察職員につきましては、従事しておられました職務が非常に過重な職務であった、それが原因で血管病変等を著しく増悪させたというふうな認めまして公務災害として認定をいたしております。

また、自殺されました神戸市の水道局職員につきましても、いかなる職務に従事しておられたのかということ、そしてまた、その自殺された当時にかかるといふ病にかかっていたかと思われることも、精神疾患に罹患しておられたということもあろうかと思っておりますけれども、そういう状況、あるいはまた当該本人の素因といえますか、当該本人の個人的なそういう要因といえますか、現在調べておりました、そういうものを総合勘案して結論を出したいというふうな考えをもちますけれども、現在、神戸市の方で、できるだけ本人に有利な状況というものを見落とすことなく、よく調査をしていただくようお願いをしております。

○北沢委員 今理事長から御答弁がございまして、きょうはお忙しい中を特に参考人として御出席をいただいて感謝を申し上げます。今の認定については、こういうような大災害でござ

いますので、ひとつ積極的に対応していただくように特に要望をいたしたいと思います。

この被災地のこのたびの災害であります。地元ばかりではなく、全国の多くの地方公共団体から救援、復旧、復興のために職員の方が派遣されておりました。さらにこの四月からは地方自治法に基づいた中長期の派遣をなされるように聞いておりますが、この派遣の実態、概要についてどのように把握をされておるか、そして地方自治法による派遣の場合、公務災害上の取り扱いについてはどういうふうになっておられるか、あわせてお尋ねをいたしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 今回の阪神・淡路大震災におきましては、今お話ございましたように、地元の方団体の職員だけでなく全国各地から、地方団体から派遣された職員が尽力をいたしていただいているところでございます。

ことしの四月からは震災後の復旧、復興のための事業の本格化が始まるわけでございまして、それに対応するため全国各地の地方団体から、土木、それから建築等の専門職を中心いたしました、獣医の方、薬剤師、保健婦、ケースワーカー、こういった方を初め、一般事務職も含めた広範な職種の職員の方三百十三人が派遣をされております。

この派遣は、一般的には地方自治法の二百五十二条の十七に基づく派遣でございまして、派遣職員は、派遣を受けた地方団体の職員としての身分をあわせ有することになります。被災地の地方団体の一員として職務に従事するということもございまして、これらの職員の方が派遣先の地方団体におきまして、復旧、復興のための事業に係る仕事に従事していただきまして災害を受けた場合には、公務災害として補償を受けるといふことにならうかと思っております。

○北沢委員 それでは次に、先月の二十日に起きた無差別テロともいふべき、世間を震撼させました、またそして多数の犠牲者を出しました地

下鉄サリン事件についてお尋ねをいたします。

これに関連して、救助に出、捜査をされた警察、消防職員の方が、多数、二次災害ともいふべき被災をされているというように聞いておられるのですが、この場合、公務災害として認定されるかどうか。また、こうしたケースも早期に認定すべきであるとは考えますが、このことについてどのようにお考えになっておられるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○中島参考人 御説明いたします。

お尋ねの、いわゆる地下鉄サリン事件で多くの地方公務員の方がやはり被害を受けております。それを分けて考えてみたいと思っております。一つは、通勤途上において被害を受けたというところが考えられますけれども、その場合には、通勤途上でございますから通勤災害該当として認定することにならうというふうな思いますが、そういう前提で整理をしてみたいというふうな考えます。

第二番目は、地方から公務出張で東京に来ておられて当該地下鉄に乗り合わせた、あるいはまた公用で外出中あの事件に遭われたということが考えられますけれども、そういう場合にも同様、やはり公務災害として認定されることが多いのではないかとこのように思いますが、そういう前提で考えていきたいと思います。

第三番目は、今議員がお話しになりましたように、人命の救助とか犯罪の捜査、そういうものに従事しておる消防職員、警察職員が被害を受けるということが考えられますが、原則として公務執行中というふうな予想されませんが、そういう前提でやはり整理をしてみたいというふうな思っています。

ただ、本件につきましては、労働省が所管しております労災保険制度、あるいは人事院が所管しております国家公務員災害補償制度、そういうものとの関連もございまして、両制度との関係をよく整理して、そして両者ともよく議論して物事に当たってまいりたいというふうな考えております。

す。

○北沢委員 今御答弁がありまして、調整をされるわけでございますが、なるべく早く被害を受けた方に認定をされたい対応されるように特に希望をしておきたいと思っております。

以上のように、ことしに入ってから阪神大震災や地下鉄サリン事件などで大規模な事例が相次いでおりまして、このたび救急援助活動、救助活動などの重要性というものが改めて認識されております。

そこで、確認させていただきたいのですが、災害事故などへの対応について不安はないのかどうか、また、より充実強化の必要性の有無等についての考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

○滝政府委員 阪神・淡路大震災あるいは地下鉄サリン事件、こういう場合には多数の被災者が出る、こういう特殊な、しかも急を要する事件でございまして、したがって、お尋ねのように、現場においてまず一次的な応急手当てを行う必要がございます。当然、症状によりましては他の医療機関へ搬送するというこのために、緊急に必要を優先的に搬送するか、こういうような事柄も必要になってまいります。そういう意味で、こういう多数の救急事件に当たりますと、当然平素から、救急車あるいは他の車両、こういうような充実をしておく必要があるわけでございます。

ちなみに阪神・淡路大震災におきましては、神戸市の場合を例にとりますと、神戸市の独自の救急隊二十七隊のほか、全国からの応援の部隊を申し上げますと、救助隊として全国からの応援が二百七十隊、それから救急車を中心とする救急隊が五十隊、こういうような応援活動を得て何とか処理に当たった、こういうことでございます。

それからまたサリン事件におきましては、救急車百十三台のほかに、比較的軽度の被災者を送るためにはマイクロボスも活用いたしました。合計百四十五台の車両で、とりあえず応急に医療機関に搬送する人たち六百八十八人を送り込んだ、こ

ういうような状況でございます。
 うかがって、お説のとおり、一連の災害の経験を踏まえ、同時多発の救急事件ということに特に念頭に置いて、今後の救急体制の充実にさらに努力をしまし、必要があるというふうな存じております。

○北沢委員 ぜひいろいろな面で不安のないように、もともと救急車等については、その内容の高度度を含めて国会でも取り上げられているわけであり、その充実に向けて一層の御努力をお願いいたします。

それでは最後に、阪神大震災に関連されております地方自治体の対応について一言申し述べてみたいと思ひます。

神戸市などの復興計画で大規模な町づくりの計画の策定が進められておられるわけですが、この大災害で被災された地域の区画整理や再開発事業、町づくりの進め方は、住民参加やいわゆる対話型社会に対する新たな、防災都市をどういうふうにつくるかということでモデルケースになる、また国民的な関心が持たれて、注目されておられるわけであり、それだけに、各関係自治体も真剣に取り組んでおられると思ひますが、マスコミの報道や社説などによりまして、ともすると、住民不在、被災した住民の声が届かないという、かなり強引に計画が進められていて、このことへの不協和音ばかりが聞こえてくるような印象がございます。これは単に手続上の問題、計画案の決定に際して、公聴会の必要もなく、二週間の計画案の縦覧が義務づけられているのみでありまして、特に今回被災地の場合、多くの方が疎開をされているという現状がありまして、これらを見無視した結果になっている点が多く疑問点として残るわけであり、住民との本当の意味での対話を、合意の上で町づくりをしていこうという姿勢が自治体の側にあつたのかどうかという点で私は疑念を感じざるを得ないのであります。

幸いにして、多くの批判に対して兵庫県知事が柔軟な対応を示されるようですが、ここですでに

らに強制的なやり方やさらには行政不信をおおるようなことがないように、自治省として事態をきちんと把握をして、地方自治体の問題として考えていただけておく必要があるんじゃないか、また、何らかの対応を考えていただかなければならぬのではないかと感じます。

今回の統一地方選の前半で示された地方住民の方の政治不信に配慮するために、大変難しい問題であることは私もよく承知をしておりますが、一言、このことに対する大臣のお考え、またはこの件に対する御感想でも結構でありますから、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○野中国務大臣 今回の被災地の復興計画につきましては、町づくりの基本となることとさせていただきますので、兵庫県、神戸市を初めとそれぞれ被災地、地方公共団体が地域住民の方々の意向を十分反映しながら作成をしていかなければならぬという委員の御意見は、そのとおりであろうと考えておるところでございます。

このような観点から、兵庫県におきましては、今後、阪神・淡路震災復興計画の策定に向けては、住民の代表にも御参加をいただき、そして阪神・淡路震災復興計画策定委員会を設けるほか、地域ごとと県民と行政が意見交換をする場を設けることとされておりまして、神戸市におかれましても、神戸市復興計画の策定に向けて、市民代表、業界代表あるいは学識経験者等から成ります神戸市都市計画審議会を設置をして、広く意見を聞くこととされておりましておるところでございます。

また、被災のそれぞれ市、町の都市計画の骨格が三月十六日に兵庫県都市計画地方審議会において審議をされました際にも、今回の都市計画が一刻も早く町づくりに着手するため緊急に行われたという状況にかんがみ、今後、町づくりを進める各段階において関係住民と十分意見交換を進めることとの附帯意見があつたと伺つておるところでございます。

を立てる上での時間的制限、あるいはそれぞれ市民の皆さんが避難等でその状況を十分把握していただく、また周知徹底をすることに制限があつた等のこともあろうかと思ひますし、また御承知のように、一挙に廃墟と化しました、そして都市機能が完全に失われた中から防災に強い、それ個々の住民の皆さんには十分御理解をいただかなければならぬ問題が山積をしておると思ひます。ぜひ御承知のとおり、より多くの意見と要望もあろうと存じますので、お尋ねをさせていただきます。

○北沢委員 ただいまの大臣の御答弁も評価できるところでございますが、このことは確かに緊急なことであり、また復旧についてはさまざまな私権の制限等がございます。個々の一人一人にとつては大変なことなんでしょう。そういう意味から見て、このことについてはぜひ対話を深めるのか、知恵を働かせて、ひとつみんなが参加できるように、都市づくりにも多くの皆さんが参加できるように、そういう努力を最大限にされるよう、特に自治省は各自自治体に御指導をいただくことを最後にお願ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○川崎委員長 中島参考人には御苦労さまでした。

次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 今回の法改正におきまして、消防団員等の公務災害についても改正をすることとしておりますが、消防団員の公務災害の発生状況はどうなつていのでしょうか。

○消防政府委員 消防団員の公務による死傷者の数でございますが、年によって相当の変動がございます。

ますけれども、平成五年度中に亡くなった方は三人でございます。また、負傷者でございますけれども、大体一千人を少し上回る方が負傷しているというのが実態でございます。

なお、死者、死亡された方は、例えば雲仙・普賢岳の火砕流、そういうような災害が発生しますと、一挙に亡くなつた方がふえるということ、例えば平成三年にはそういう関係で亡くなった方が二十二人に上つていて、こういうようなのが最近の状況でございます。

○吉田(公)委員 消防団員についての出動手当は、これはまた年間の報酬が非常に低いんですね。したがって、災害補償もそうだけれども、出動手当は、これはまた年間の報酬等について、非常に低い、団長だつて小遣いにもならないような支払いをしていくわけですが、この点についても改善をする用意があるかどうか、伺ひたいと思ひます。

○消防政府委員 おっしゃるとおり、出動手当その他低いということは、私どももそう考えております。

ただ、そういうような状況を踏まえて、この一、二年はそれなりの比率で上げさせていただく、こういうことで平成七年度の交付税措置も出動手当を思い切つて上げさせていただいた、こういうところがございます。それでも全体の水準からいへばともども低いわけでございますので、なおまだ十分でないところがあると思ひますけれども、そういうような努力を今後とも続けてまいりたいと思ひます。

○吉田(公)委員 参考までに伺つておきたいのですが、団長以下団員に至るまで年間幾ら報酬を払つて、出動手当は幾らになつたのですか。

○消防政府委員 平成六年における団長の年額の報酬が七万二千五百円、それから団員が二万六千五百円でございます。また、出動手当は、同じく平成六年で五千五百円、こういう状況でございます。

これに對しまして、平成七年におきましては、団長で約一万円ちょっと、団員についても大体そ

○吉田(公)委員 遺族補償年金を含めまして、補償額の算定に当たるとは、平均給与額を基礎として行なうわけですね。平均給与額というのは給料のほかに期末・勤勉手当を除く手当が含まれているわけですね。ところが、従来問題になっております、国の給与水準に比べてラスパイレス指数が高いと言われる都道府県、市町村がたゞくさんありましたが、最近ではなくなってきたようでありまして、国に比べて給与水準の高くない、また手当が多い地方公共団体の職員が国家公務員より有利になってくる、そういうことも考えられるわけです。

この点からも十分な、まず基礎となる給与の是正が行われなければならない、こう思っておりますが、その点についていかがですか。

○鈴木(正)政府委員 御指摘のように、補償額の基礎となる平均給与額には給料と期末・勤勉手当以外の諸手当が含まれるということになっております。

お話しの方公務員の給与の是正でございますが、給与のあり方といたしましては、国家公務員の給与に準ずるといふことを基本といたしまして、給与水準あるいは給与制度の運用、各種手当の支給等につきまして地方団体をこれまでも指導してきております。

ラスパイレス指数で見ますと、昭和五十年以降十九年連続で低下をしております、その適正化は着実に進展していると見ております。しかし、一部給与水準が高い団体もございますので、そこにつきましては、随時報告を求めまして、給与制度あるいは運用の適正化への注意を喚起しているというところでございます。

また、手当につきましても、国家公務員との均衡というものが考慮されなければならないということで、条例に具体的な支給要件、額、支給方法などを規定するということといたしております。しかも、一部地方団体におきましては制度の趣旨に合致しない特殊勤務手当などを支給する例もござ

います。

是正につき強く指導しているところでございまして、例えば昨年の給与改定に関する取り扱いについての通知におきましても、個別に適正化すべき項目を挙げまして、給与水準の是正あるいは給与、手当の制度及び運用の適正化を要請しているところとございまして、今後ともあらゆる機会を通じてその指導助言に努めてまいりたい、このように考えております。

○吉田(公)委員 そので、期末・勤勉手当を除く手当が補償額の算定基準に入っているわけですね。つまり、補償するということは、勤務ができないから災害補償法に基づいて年金なり補償額の算定に当たるとは、そうすると、例えば今公務員部長からお話があった通勤手当というのは、要するに出動していれば通勤手当が出るけれども、出動していなければ通勤手当を出さずというのはいかぬ話なんですか。

それから、時間外勤務手当というのがありますね。これがまた問題なだけども、その人は今まで時間外勤務をやっていたけれども、補償時には時間外で働くことはしていないわけだ。それから特別勤務手当、よく特勤、特勤と言っています。特別勤務手当、これもまたいろいろ問題があったけれども、大分整理をされてきたようですね。それから、宿日直手当等も給与明細書なんかには必ず出てくる。

そういうことは本来おかしいのであって、本俸を算定基準にする、つまり給料を算定基準にするばいはいのだけれども、通勤をしないのに通勤手当を算定基準の中に入れてというようなことについてはいかがか、こう思うのであります。

本来、先ほど私が申し上げたように、給料の本俸で補償額を決めていく。例えば本俸の七割しかないというなら九割にしてあげて、そして補償してあげるといふのが筋の通った話じゃないかと思うのですが、それは地方公務員、国家公務員の皆さん方の今までの長い労使慣行などがあってそういうものをやってきたけれども、しかし本俸はそ

うじゃない。その辺は、公務員部長、いかがですか。

○鈴木(正)政府委員 お話しのように、地方公務員災害補償制度におきまします補償の考え方でございますが、療養補償など実費を基礎とするというものがございまして、そういうものを除きますと、平均給与額を基礎として、これに一定の日数等を乗じて出す、こういうことになっているわけでございます。

お話しの方平均給与額という考え方でございますが、被災職員の平常時における給与というものを反映するという考え方、すなわち、災害がなければ得るであろうその人の給与というものを反映する、こういう考え方でございます。具体的には国家公務員と同様、国家公務員でも平均給与額を

使っておりますが、それと同様、給料と期末・勤勉手当を除く御指摘のような諸手当を基礎に算定することとされております。

また、労災保険制度におきましても、ボーナスのように三カ月を超える期間ごとに支払われるというものは除きまして、賃金、給料、手当など、その名称のいかんを問わず、労働の対価、対象として使用者が支払うすべてのものが含まれる、こういうこととされております。

平均給与額の算定につきまして、議員御指摘のような面もございまして、災害補償に関する他の制度におきましても本俸のみならず手当をも算定基礎に算定しておりますので、これらの諸制度との均衡に配慮しながら対応するものと考えております。

なお、給与制度の運用等、是正するべきものは是正していかなければならないと考えております。

かというのかもしれないけれども、だけれども、不快なら税金を納める方が不快なんですから、取らざる方が不快なんじゃないかと。だけれども、そういうことが仮にあった。だけれども、その人が本庁の、例えば主税局へ人事異動で戻っちゃったという可能性があるわけですね。それから、たまたまアイソトープなんか扱っている人や、例えば畜産試験場で雄牛なんか扱っている人は危険が、じゃ、畜産試験場からどこかへ、ほかへ人事異動で移行するという可能性だってある。最初から最後までそこにいるなんていうことは余りないんじゃないの。

だから、そういうことは推論なんだ、推論の手当なんだ。だから、推論で補償年金等、災害補償等するというのは、本来は筋からいってもどうも納得がいかないんだね。

それから時間外勤務手当だ、その人が毎月何時間やっているかわからないわけでしょう。その月は百時間やったかもしれないけれども、その前の月は八十時間しかやらなかった、こういうこともあるわけだね。今後なくなっちゃるところへ行っちゃうかもしれない。だから、そういう推論で時間外勤務手当なんというのはなるわけだから、この時間外勤務手当もそうです。

それから関連して、三短、六短というのがあるんです、三短、六短。これは成績の優秀な職員については、給与を三短、六短、短くして昇給する。ところが、こう調べますと、大体四年に一遍か五年に一遍、全部優秀な職員になっちゃって、回ってくるようになってる。回ってくる。

だから、この三短、六短制度について、今後は、要するに国民や県民や都民にはわからないところで給与等がこういうふうにして決められているというところに私は問題がある、そう思っているのです。

その三短、六短については、みんな大体四年に一遍とか、一五％と、こう決まっているらしいんだ、三短、六短をやる職員のパーセンテージ。

そうすると、四年か五年に——ちゃんと地方公務員法かな、あれ書いてあるのね、優秀な職員については給与を短縮して昇給することができる。たしか地方公務員法何かに書いてあると思うんだけれども、それは要するに全部優秀な職員として、四年間なら四年間、ずっと順番で回ってくることになる。

そういうことも一般の人は全然知らない。たま、私はたまたま知っているだけの話だけれども、そういうことなんかやはり自治省としてはちゃんと指導していかなくちゃいけないんじゃないか、実はそう思っているわけですね。そのことについてはいかががございませぬか。

○鈴木(正)政府委員 ちよつと説明不足だったかもしれないが、この平均給与額を出す際は、被災、災害発生時、さかのぼりまして三カ月の間の実績で、先ほど言いました給料及びいろいろ手当を基礎として算定するというところでございまして、その考え方は、先ほど申し上げましたように、災害がなければ得るであろう給与というものを反映する、こういう考え方でございまして。お話しする三短、六短の話は、特別昇給制度の運用のお話であらうかと思ひます。

また、特殊勤務手当につきましても、中には制度本来の運用をしてないというものもございまして、そういう面につきましてもは強く是正の指導をしまいたいと思ひますし、給与の制度及びその運営につきましても適正化について努力をしていきたいと思ひます。

○吉田(公)委員 最後に公務災害なんですが、先ほどお話がありましたように、警察官等の公務災害で、つまり頭と心臓は医者の認定書が必要で、そしてその認定会議というのかな、開いて、そして心臓というは歩いていても起こる、寝ていても起こるというようなことで、公務災害として心臓と頭の場合で倒れたときには受けさせない、要するに認定しないというところがあったんだ。私がまだ都議会議員のころ、十年前ですけれども、そういう事例があったんですが、今はそういうことは

ないんではないか。

○鈴木(正)政府委員 脳、心臓疾患等、これによります公務災害の認定問題については、なかなか医学的にも難しい面がございまして、近來、そういったもの知識経験、また研究というものも進んできておりまして、認定基準というものも、労災あるいは国家公務員共済、地方共済も含めまして、はっきりしてきております。

いずれにいたしましても、それについては、門前払いということではなくて、認定の対象として考えているところでございまして。

○吉田(公)委員 警察、消防の皆さん方は非常に大変な立場にあるわけですよ。だから、私が今申し上げたのは、暴力団の人を逮捕しに行つて、いよいよ自動車の中へ入れてドアをしよつと思つたら、その場で倒れちゃつた、ところが認定に一遍ならなかつたことがある、そんな話はないじゃないかと。それじゃ、みんなつらい仕事や大変な仕事をしなくちゃあつたよ。みんな四十代、五十代近くになれば、だれだつて血圧も少し上がるとき、血管だつて弱くなつてくる。そういうとき、それじゃ、警察官だつて暴力団担当だの、刑事だのなんてやらなくなつちゃつて、結局警察の受付の、判こを押している人ばかりふえちゃつて、それじゃ治安のためによくない。

したがつて、そういう事例についてはほとんど、医者の認定書だけで、医者がだめだつたからだめだんといふんじやなくて、よくよくそういうことを考へてやつてもらいたいというのを私申し上げたことがある。だから、今公務員部長のお話のように、ただ医者の診断書一片で結論を出さないで、大変な仕事、つらい仕事をやる人がいなくなつちゃうわけですね。ぜひひとつお願いしたい、そう思つて、終わります。

以上で終わります。

○川崎委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 まず、私、地方公務員災害補償法の関連について伺いたいと思ひます。

この法律案の改正内容というのは、労災及び国災に並ぶものとして出てきておりますが、国公事院規則で改正するということになっておりますが、この地公災の場合、国公災と同じ内容が規則等で改正されることになりましていくものなのかどうか、これをまず最初に伺いたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お話のございましたように、国家公務員災害補償制度におきましては、法律で基本的な制度の枠組みを定めた上で、具体的な補償の基準あるいは福祉事業の内容等については人事院規則等で規定していることとございまして、今回の制度改正に当たりまして、そういうことにつきまして人事院規則で定めることとして聞いております。

○吉井委員 次に、時間が限られておりますので、地方公務員共済のこの法案とは少し離れますが、今ちょうど前半戦、後半戦と地方選挙のときでありまして、住民本位の地方政治、つまり地方自治の確立が非常に大きな争点、課題となつてきております。地方政治が住民に身近なものにならないことには地方自治というの育たないということになります。その点で、もちろん地方自治の確立もありません。

ところが、最近、自治への住民参加に逆行する動きが見られます。その一つが、議員定数の削減問題であると思ひます。最近の三年間でも約三百人の地方議員の定数削減が行われております。地方議員の数の削減は、人口に応じて地方自治法に基づいて定められてはいるわけですが、人口が減少すればこれは自動的に減るということになってはいるわけですね。それと離れて別途に、法定定数とは別に条例定数というところで、条例に基づき定数を定めるということ、法定定数のほば四分の一の削減というのがあります。これは住民の声を反映させていくという上で、また、本来自治体、議会がなすべき行政側をチェックするという上でも、これは議会の機能を

果たせなくなつていくという、こういうおそれがあるわけですね。この点について大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、最近、地方公共団体の議会の定数につきましては、それぞれ組織運営の合理化等、その当面する地方公共団体の課題等を議会みずから自主的に判断をされまして、定数の減少傾向が、それぞれ都道府県において約七割、市区町村においては九割の団体が減少条例を制定されておると認識をしておるわけでございます。

今後、地方議会におきましては、それぞれ本来の機能が一層発揮できるように努めていただくことが必要であると考えております。

○吉井委員 これは、定数削減なんというふうなことは地方自治本来にとつてどうなのかという根本問題を一番考えなければいけないところでありまして、それは減らせばいいという発想というのはとんでもない話だと思ひます。地方独自で自主的な判断でやつていくという、とてもそういうことは言える問題じゃないわけですね。

例を一つ挙げてみますと、例えば、多摩市で、この三月議会で議員提案で提出した議員定数削減条例というのを、最終日の深夜の本会議で、他の議員が質問している最中に、議長がその質問を打ち切つて、委員会付託を省略して本会議で可決強行といふ事態が起きています。委員会付託をしていないわけですから、もちろん十分な審議もなされておられません。しかも、昨年九月の議会で、定数削減の請願を議会として不採択にしているのです。一度そういう結論を出しながら、十分審議しないで与党の議員の多数というところで強行してしまつたという、これは今非常にオール与党化というのが問題になっておりますが、その現象の中で、与党が数を頼みに定数削減をどんどん強行していくという最近の特徴となっております。

香川県の善通寺では、ここは、三月の議会が終わった後で臨時議会を開いて、定数を二十二名か

ら二十名にするという定数削減を決定しました。が、実は法定定数はこころ三十三名なんです。それを二十名にするわけですから、三分の一削減ですね。もう異常な事態だと思っております。こころも与党が数を頼みに強行して決定してしまつたという事態です。

昨年十二月に削減を決定した上尾市では、三十六名から三十二名という削減ですが、こころも数を頼みに強行しているという、こういう事態が非常に進んでいるわけです。

この与党が強行するという問題なんです。実は、首長というのは、チェックを受ける側なんです。そのチェックを受ける側が、その与党が議会の議員を減らしていくという事は、これは執行機関に対する批判監視機能を低下させていくということになって、行政運営の効率化だけを求めている、そういう構図が明確に浮かび上がってくるのですが、これはもうとても自治体の自主的判断でやっているということだけでは済まされない問題だと思つております。

批判とか監視というこの議会の機能を批判される側の与党が批判封じをやつてしまつたということになります。そういう結果にもなりかねないわけでありまして、私は、これは地方自治の原点を崩壊することになる、そういう非常に危惧すべき問題が出てきていると思つております。この点についての大臣のお考えを伺つておきたいと思つております。

○野中国務大臣 先ほど申し上げましたように、それぞれ都道府県、市町村のいわゆる人口におきまして、その人口区分ごとに法定定数が定められておるものがございます。特に条例で減少をすることは、地方議会の機能を十分留意をされながら、かつ自主的、組織的運営の合理化という観点から行われておるものと認識をしておりますけれども、いずれにいたしましても、地方分権推進の成果を十分上げていきますためには、地方の議会におかれましても、本来の機能が一層発揮できるように努めるなど、新たな地方公共団体の役割を

担うにふさわしい地方行政体制全体の整備、確立を図つていく必要があると認識をしております。

○吉井委員 地方分権というのは、本来には地方自治の確立とか地方自治の拡充強化という観点でこれは本来考へるべきものだと思いますが、実は自治体関係者からも懸念の声が出ています。これは全国都道府県議会議長会の議事調査部長であります野村稔さんという方が「議会政治研究」という論文の中でやはり今の点について触れていらつしやるのです。

議員定数を削減することについてなんです。この論は議会の基本的な役割を軽視している。議会は当該団体の意思を決定し執行機関を批判監視することを任務とするが、議員の減少は、この機能低下にどう影響しているかについての検討があまり行われていない。と非常に深い懸念をしておられます。「議員が減れば確実にそれだけ住民意思を反映できなくなるし、批判監視機能は低下する。また減少して少数精鋭の議員とすることが主張されているが、その保障はどこにもない。」と述べているわけです。

私は、これは非常に正当な意見だと思つております。国からの仕事の移譲は確実にふえ、自治体の仕事量も確実に拡大する。その執行機関を住民の立場から批判監視するということができるのは議会だし、また、やらなければいけないのが議会でありまして、

例えば、六百三十兆の公共投資の基本計画にしても、大半はこれは自治体が執行することになるのです。ここで、今自治体で談合とか問題になっておるときですが、公共事業費が外国に比べて割高になっておるといふ問題などもある中で、これをチェックするのは議会しかできないわけなんです。これが機能低下になってしまつたら、これはもう地方自治の拡充という観点から考へてみても全くあべこべの道になると思つておられます。改め、そういうふうな思つておられますか、大臣に伺つておきたいと思つております。

に、地方議会本来の機能が一層発揮できるような、特に地方分権の推進が言われておるときでございます。議会としての成果も上げていただくように期待しておるところでございます。

○吉井委員 これは、議員の数が減れば議会の活性化ということになるというのとは全くあべこべの話でありまして、議会の活性化というものは何が必要かという点でさらに考へなければいけない問題があると思つておられます。実はこの野村さんの論文の中でも、地方財政全体に占める議会費の割合は極めて少ない。都道府県で〇・二％、市町村で一・一％、合計してみれば〇・七％だ。しかも、それも減少する傾向にあるというのをずっと引いていらつしやる。野村氏は、「行革は議会以外でやらなければならない」と言っているわけですが、地方財政全体に占める割合からすれば、これは当然の話だと思つておられます。しかも、この現実、議員歳費が少なくして地方議会になり手がないうという実態もありません。議員報酬だけでは食っていけないというところも市町村では数多く見られるわけです。私は、この少ない議会費を削減するのではなくて、逆にこういう議会費を充実させていく、そのことが必要だといふふうな思つておられます。そのことが議会の活性化にもつながるし、地方自治の拡充にもつながっていく。また、この議会のチェック機能が強化されれば不要不急の経費に対する監視も強まるわけです。そのことが本来の行政改革の力になるわけです。

もともと行革というのは、行政の浪費とかむだを省いて、住民に奉仕する、法律に定めております。その奉仕者としての役割を果たす自治体公務員の仕事の効率化に行つていくという道にならなければならない。この点ではまさに、議会費をふやして、議会のチェック機能の強化とか、そこにもっと力を入れていかなきゃならぬときだと思つておられます。地方財政全体から見れば、結局その方が経費の節減にもなるし、そして効率的で機能的で議会の活性化にもつながっていくと私は思つておられます。

この議会費の問題についても、大臣のお考えを伺つておきたいと思つております。

○野中国務大臣 地方議会の最近の選挙等、無投票が非常に増加しておる傾向を見ますときに、議会活動と議員歳費等のあり方というのには、委員も御指摘ございましたように、十分配慮をされなくてはならない問題であると認識をしておる次第でございます。

特に、本日、吉井委員からそういう御指摘がありましたことは、私も過去、議会生活を経験いたしました。歳費等の引き上げを議会に提案をいたしました。結果的には多数決であるから受け取るといふことで受け取つてこられたことを思つておるときに、私は、非常に貴重な御指摘をいただいたと存じておるところでございます。これからも一層公正を期す上で、議会議員のいわゆる報酬、手当等については配慮をしていかなければならないと存じます。

特に、多くの地方公共団体におきましては、それぞれ特別職の報酬等の審議会の答申を受けられておまして、これを考慮して定められておるところでございます。自治省といたしましては、議員報酬の件費を初め、議会関係の経費につきましては、その他行政分野の経費と同様、各地方公共団体におきまして実態等を勘案いたしまして、所要の額を地方財政計画に計上いたしますと、同時に、地方交付税の基準財政需要額に算入をいたしまして、そして対応しておるところでございます。今後ともそういう点につきましては適切に対応してまいりたいと思つておられます。

○吉井委員 冒頭にお話もいたしましたので一言申し上げておきますが、大都市部において、いわゆる国会議員に準ずるぐらゐの高額の引き上げ等は、これは当然、それは住民の生活実態からして合わないわけですから、反対をいたしております。市町村等の、特に町村部などの、現実に専従として議員活動を行つていく上で矛盾を持つてい

るところについてまで一律に、大臣のおっしゃるような、そういう対応というのはしておりませんから、それは一言申し上げておきたいと思いま

す。憲法は、地方自治の本旨ということに基づいて、首長を中心とする執行機関と住民の議決機関としての地方議会の設置、それらとともに直接選挙で選ぶというものを規定しているわけですが、地方自治を日本の民主主義国家としての中心柱の一つに非常に明確に位置づけているわけでは

ありません。これを受けて地方自治法は、地方議会の権限を明確にし、それを保障する一定の体制、すなわち議員定数の法定化を行ってきいているわけでは

ありません。首長との間ではチェック・アンド・バランスの機能がきちっと果たされる、そのことを確保しなければいけないということを期待しているわけであり、憲法の地方自治の本旨を實質的に保障するものとなるものでもありません。この権限や体制をみだりに縮小するということは、これは地方の自殺行為と言わざるを得ないと思われ

ます。地方自治の中心は住民自治であります。議員はその住民自治を保障するかなめの役割を果たしてはいる。その議員定数の削減をし、住民奉仕をモットーとする、そういう考え方に立つ者とか、あるいは監視の機能を果たすというところで取り組む議員を、その進出を妨げるということになりま

す。これは住民自治を掘り崩すものにもなっています。今度の選挙でもいわゆるこのオール与党化ということに対して非常に厳しい批判が向けられていくときに、議会の真の責任を放棄して住民の声を無視するようなやり方について

は、私はやはり、住民の厳しい批判が今浴びせられてきているときだと思っております。ですから、今日の地方住民の要求を反映した議会の活性化、拡充ということについては、私は、定数削減と言われるものがこのオール与党化の中で

を本気で尊重する方向へ行くように、これは地方議会の中でも多くのところは、大臣は与党の方にいらっしゃいますが、与党の皆さん方にも、同じ党の皆さん方にも、そういう方向へは行かないようにということをやったり取り組んでいかれることなど、私はそのことを強く要望もして、そして地方住民の要求を反映した議会をどう活性化していくかということ、地方議会の定数削減ということについては安易に進まないように、大臣として

もきちっとした対応をしていただきたいと思います。ですが、最後にこのことについて改めて大臣の見解を伺って、質問を終わりにしたいと思います。

○野中国務大臣 我が国民主義の達成は、地方自治が確立をしなければならぬということ、自治をまたないこと、それぞれ地方自治法が自主的、自立的に対応していただかなくてはならないこと、ごさい

ます。また、議会みずから、本来の地方議会のあり方を踏まえて、そして地方自治の発展のために活躍をいただくことは、私も期待をしております。ところでごさいですが、この議会の定数のあり方につきましてもいろいろ議論のあるところでござ

いますけれども、私は、あくまでその当該地方公共団体の自主的、自立的な判断によってこれを考えられるべき筋のものであらうと考えるわけでは

ありません。とは申せ、やはり地方の議会本来のあり方を考えますときに、安易に定数削減の道だけが経費節減とか合理化とかそういう面でないことは、私も認識をしております。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。○川崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。○川崎委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

案について採決いたします。○川崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕○川崎委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。〔報告書は附録に掲載〕○川崎委員長 次に、内閣提出、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。野中国家公安委員会委員長。銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕○野中国務大臣 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

最近、けん銃を使用した凶悪な犯罪が急増し、銃口が市民生活や言論・政治活動、企業活動に向けられ、また、けん銃が暴力団員以外の者に拡散し不法所持事件が後を絶たないなど、けん銃使用犯罪の実情は、急激に悪化しているところであります。政府としては、昨年十一月末以来、全力を挙げてけん銃取り締まりの強化等の各種施策を推進しているところであります。

この法律案は、その一環として、けん銃等の発射を抑制するため、不特定もしくは多数の者の用に供される場所等においてけん銃等を発射することを禁止し、及びけん銃実包の所持を規制するとともに、けん銃等の密輸入を防止するため、けん銃等の密輸入に関する罰則の強化及びけん銃等として物品を輸入した者に対する罰則の新設を行うほか、けん銃等に関する犯罪の捜査に当たり警察官等が行うけん銃等の譲り受け等に関する規定の新設等所要の規定の整備を行うことをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。まず、第一に、けん銃等の発射に関する規制の強化等についてであります。その一は、不特定もしくは多数の者の用に供される場所等においてはけん銃等を発射することを禁止し、不法に発射した場合には無期または三年以上の懲役を科すこととするものであります。その二は、けん銃実包の所持、輸入等を禁止し、密輸入した場合には七年以下の懲役または二百万円以下の罰金を、不法に所持した場合には五年以下の懲役または百万円以下の罰金を科すこととする等所要の罰則を整備することとするものであります。

その三は、けん銃実包を不法に所持する者が実包を提出して自首した場合に刑を減軽し、または免除することにより、不法に所持されているけん銃実包の提出を促すこととするものであります。第二に、けん銃等の密輸入等に関する罰則の強化等についてであります。その一は、けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を五百万円から一千万円に、けん銃部品の輸入罪の法定刑を三年以下の懲役または五十万円以下の罰金から五年以下の懲役または百万円以下の罰金にそれぞれ引き上げるなど罰則の強化を行うこととするものであります。その二は、密輸入の予備をした者が実行の着手

しているところであり、けん銃等の発射を抑制するため、不特定もしくは多数の者の用に供される場所等においてけん銃等を発射することを禁止し、及びけん銃実包の所持を規制するとともに、けん銃等の密輸入を防止するため、けん銃等の密輸入に関する罰則の強化及びけん銃等として物品を輸入した者に対する罰則の新設を行うほか、けん銃等に関する犯罪の捜査に当たり警察官等が行うけん銃等の譲り受け等に関する規定の新設等所要の規定の整備を行うことをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。まず、第一に、けん銃等の発射に関する規制の強化等についてであります。その一は、不特定もしくは多数の者の用に供される場所等においてはけん銃等を発射することを禁止し、不法に発射した場合には無期または三年以上の懲役を科すこととするものであります。その二は、けん銃実包の所持、輸入等を禁止し、密輸入した場合には七年以下の懲役または二百万円以下の罰金を、不法に所持した場合には五年以下の懲役または百万円以下の罰金を科すこととする等所要の罰則を整備することとするものであります。その三は、けん銃実包を不法に所持する者が実包を提出して自首した場合に刑を減軽し、または免除することにより、不法に所持されているけん銃実包の提出を促すこととするものであります。第二に、けん銃等の密輸入等に関する罰則の強化等についてであります。その一は、けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を五百万円から一千万円に、けん銃部品の輸入罪の法定刑を三年以下の懲役または五十万円以下の罰金から五年以下の懲役または百万円以下の罰金にそれぞれ引き上げるなど罰則の強化を行うこととするものであります。その二は、密輸入の予備をした者が実行の着手

前に自首した場合等に刑を減輕し、または免除するものであります。
その三は、密輸入資金等提供罪に関する国外犯処罰規定等を新設することとするものであります。

その四は、通関等の際にけん銃等を抜き取りまたは別のものに差しかえた上でけん銃等の密輸入等に関する人物を特定し検査しようという捜査手法の実効を上げるため、けん銃等としての物品の輸入、所持等を行うことを新たに処罰することとするものであります。

その他、この法律案では、巧妙化するけん銃犯罪に対する取り締まりを効果的に行うため、警察官または海上保安官は、けん銃等に関する犯罪等の捜査に当たり、都道府県公安委員会の許可を受けた場合には、何人からもけん銃等を譲り受けることができることとする等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。
以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○川崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三条の八」を「第三条の十三」に改める。

第一条中「所持」の下に、「使用等」を加える。

第三条第一項第二号中「技能検定」の下に「第三号の二並びに第三号の三第一項第二号及び第五号において「技能検定」という。」を加え、同項第三号の二中「第五号の四第一項の三第一項第六号中「射撃指導員」という。」を加え、同項第四号の二中「射撃指導員」という。」を加え、同項第三号の三第一項第七号において「射撃指導員」という。」を加え、「教習用備付け銃」の下に「(第四号の四及び第三号の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。))」を加え、同項第四号の三中「練習射撃指導員」という。」を加え、同項第八号において「練習射撃指導員」という。」の下に「(第九号の十第一項の射撃練習」の下に「(以下この号及び第三号の三第一項第八号において「射撃練習」という。))」を加え、「同項の」を削り、「練習用備付け銃」の下に「(第四号の五及び第三号の三第一項第八号において「練習用備付け銃」という。))」を加え、同項第四号の五中「第九号の六第二項の」を削り、同項第七号中「銃銃等製造事業者」を「若しくは銃銃等製造事業者」に改める。

第一章中第三条の八を第三条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。
第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り受けなければならない。
一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号か

ら第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合
三 火薬類譲渡し許可者等が、その譲り受けることができるけん銃実包を譲り受ける場合
(発射の禁止)
第三条の十三 何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、又はこれらの場所(銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という。))であつて総理府令で定めるものを除く。若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。
第三条の七の前の見出しを削り、同条を第三条の十とし、同条の前に見出しとして「譲渡し等の禁止」を付し、第三条の六を第三条の八とし、同条の次に次の一条を加える。
第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡してはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。))に当該けん銃実包を譲り渡す場合
二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受ける場合

けん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲渡し許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合
三 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り渡すことができる者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。))が、その譲り渡すことができるけん銃実包を譲り渡す場合
第三条の五の前の見出しを削り、同条中「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条を第三条の七とし、同条の前に見出しとして「譲渡し等の禁止」を付し、第三条の四を第三条の五とし、同条の次に次の一条を加える。
第三条の六 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を輸入してはならない。
一 国又は地方公共団体が第三条の三第一項第一号、第二号又は第十一号の所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合
二 国又は地方公共団体から前号のけん銃実包の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃実包を輸入する場合
三 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、それぞれ当該各号に掲げる所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合
四 前号に規定する者から同号のけん銃実包の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃実包を輸入する場合
五 火薬類取締法第二十四条第一項の許可を受けてけん銃実包を輸入する場合
第三条の三の前の見出しを削り、同条を第三条の四とし、同条の前に見出しとして「輸入の禁止」を付し、第三条の二の次に次の一条を加える。
第三条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、実包のうちけん銃に使用

者

第三十一条の十中「第三条の五」を「第三条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条を第三十一条の十五とする。

第三十一条の九中「第三十一条第一項」を「第三十一条の二第一項」に、「違反行為」を「罪に当たる行為」に改め、「航空機」の下に「以下この条において「資金等」という。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

第三十一条の九を第三十一条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の十四 第三十一条の二第三項及び前二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第三十一条の八を削る。

第三十一条の七中「第三十一条第一項」を「第三十一条の二第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

第三十一条の七を第三十一条の十二とする。

第三十一条の六第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三条の五の規定に違反した者

第三十一条の六に次の一項を加える。

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第三十一条の六を第三十一条の十一とし、同条の前に次の四条を加える。

第三十一条の七 第三条の六の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十一条の九 第三十一条の九又は第三十一条の十二の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。
3 前二項の未遂罪は、罰する。
第三十一条の十 第三条の三第一項の規定に違反してけん銃実包を所持する者が当該けん銃実包を提出して自首したときは、当該けん銃実包の所持についての第三十一条の八の罪及び当該けん銃実包の所持に係る譲受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。
第三十一条の五を第三十一条の六とする。
第三十一条の四中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改め、同条を第三十一条の五とする。
第三十一条の三第一項中「第三条の五」を「第三条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条第二項中「二百万円」を「五百万円」に改め、同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とする。
第三十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三条の三」を「第三条の四」に改め、同条第二項中「五百万円」を「一千万円」に改め、同条を第三十一条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。
第三十一条 第三条の十三の規定に違反した者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。
第三十二条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。
一 第三条の八及び第三条の十一の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者
第三十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十四条中「第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九又は第三十一条の十一」を「第三十一条の六、第三十一条の八、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで又は第三十一条の十六」に改める。
第三十五条第二号中「第三十三条第三号」を「第三十三条第二号」に改める。
第三十六条中「第三十二条第二号」を「第三十二条第三号」に改める。
第三十七条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条の二第二項」に、「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の四第二項」に、「第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九」を「第三十一条の六から第三十一条の九まで」に、「第三十一条の十二第一号若しくは第二号」を「第三十一条の十三まで、第三十一条の十六、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号」に、「第二号、第四号若しくは第五号」を「から第三号まで、第五号若しくは第六号」に改め、同条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3 前項の規定にかかわらず、改正後の第三十一条の十二ただし書及び第三十一条の十三ただし書の規定は、この法律の施行前に自首した者及びこの法律の施行前にした行為についてこの法律の施行後に自首した者についても、適用する。

理由
最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、新たに、けん銃実包の所持等を規制し、不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは

乗物に向かつて又はこれらにおいてけん銃等を発射することを禁止し、及びけん銃等に関する犯罪の捜査に当たり警察官又は海上保安官が行うけん銃等の譲受け又は借受けに関する規定の整備を行うとともに、けん銃等の密輸入に関する罰則の強化、けん銃等として物品を輸入した者に対する罰則の新設及びけん銃実包を不法に所持する者又はけん銃等の密輸入に関与した者が自首した場合における刑の減免に関する規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。